

# 第 3 章

対象事業実施区域及びその周囲の概況



### 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況については、環境要素ごとに影響を受ける恐れがあると考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により情報を把握した。

#### 3.1 自然的状況

##### 3.1.1 気象、大気質その他の大気に係る環境の状況

###### 1. 気象の状況

###### (1) 気候特性

対象事業実施区域が位置する愛知県は、太平洋岸気候区に入り、暖候期は高温・多雨、寒候期は小雨・乾燥する特徴がある。渥美半島と知多半島の南部では、熊野灘・遠州灘を流れる黒潮の影響を受け、四季を通じて温和な気候であるが、三河の山間部では、やや内陸性を帯び、冬は厳しい冷え込みとなる。

愛知県の南側は、太平洋に面しているため、低気圧などの通過時には、南海上から暖かく湿った気流が入りやすく、梅雨期や台風が接近・通過する時には、南斜面を中心に大雨になることがある。

尾張地方は、日本海まで比較的距離も短く、冬期は関ヶ原などの山あいを通る季節風による降雪がしばしばみられ、積雪となることもある。

また、愛知県の北から北東にかけては、日本の屋根といわれる中部山岳が連なっているため、愛知県では北東の風が吹きにくく、冬は北西風が卓越し、夏は南東風が卓越する特徴がある。

〔「愛知県の気候」（気象庁名古屋地方気象台ウェブサイト、2025年11月閲覧）より作成〕

###### (2) 気象概要

対象事業実施区域及びその周囲における気象観測所の位置は、第3.1-1図のとおりである。対象事業実施区域の北東約4kmに豊田地域気象観測所があり、平年値は第3.1-1表、2024年の気象の概況は第3.1-2表、2024年の風配図は第3.1-1図のとおりである。

豊田地域気象観測所における平年値は、年平均気温が15.3℃、年平均風速が1.5m/s、最多風向がNE（北東）となっている。

また、豊田地域気象観測所における2024年の気象の概況は、年平均気温が17.1℃、年平均風速が1.4m/s、最多風向がNE（北東）となっている。

第 3.1-1 表 豊田地域気象観測所における平年値

項目		月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
気温	平均	°C	3.6	4.5	8.3	13.7	18.5	22.3	26.3
	日最高の平均	°C	9.1	10.3	14.2	19.9	24.7	27.7	31.5
	日最低の平均	°C	-1.3	-0.8	2.4	7.5	12.7	17.8	22.1
最多風向		方位	NE						
平均風速		m/s	1.4	1.6	1.7	1.7	1.6	1.4	1.4
降水量		mm	48.0	61.2	112.0	119.5	142.2	183.6	195.3
降水日数	降水量 1.0mm 以上	日	5.7	6.7	9.1	9.6	9.6	11.6	12.1
	降水量 10.0mm 以上	日	1.7	2.2	4.1	4.1	4.7	5.7	5.9
	降水量 30.0mm 以上	日	0.2	0.3	0.9	1.0	1.5	1.9	2.3
日照時間		時間	171.6	175.0	198.7	203.0	202.6	148.5	172.1

項目		月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	期間
気温	平均	°C	27.4	23.7	17.6	11.4	5.9	15.3	1991年 ～ 2020年
	日最高の平均	°C	33.3	29.2	23.3	17.4	11.6	21.0	
	日最低の平均	°C	23.0	19.3	12.9	6.3	1.0	10.2	
最多風向		方位	NE	NE	NE	NE	NE	NE	
平均風速		m/s	1.5	1.4	1.2	1.3	1.3	1.5	
降水量		mm	125.8	201.8	152.8	75.9	52.6	1,470.4	
降水日数	降水量 1.0mm 以上	日	8.6	11.0	9.7	6.6	6.6	106.8	
	降水量 10.0mm 以上	日	3.6	5.3	4.5	2.8	1.8	46.5	
	降水量 30.0mm 以上	日	1.4	2.2	1.8	0.5	0.3	14.3	
日照時間		時間	209.6	161.6	168.6	166.2	165.9	2,143.3	

注：1. 風速計の設置高さは、地上高 6.6m である。

2. 年間の値は、四捨五入の関係により合計等が一致しない場合がある。

〔「各種データ・資料」（気象庁ウェブサイト、2025年11月閲覧）  
「地域気象観測所一覧」（気象庁、2025年）より作成〕

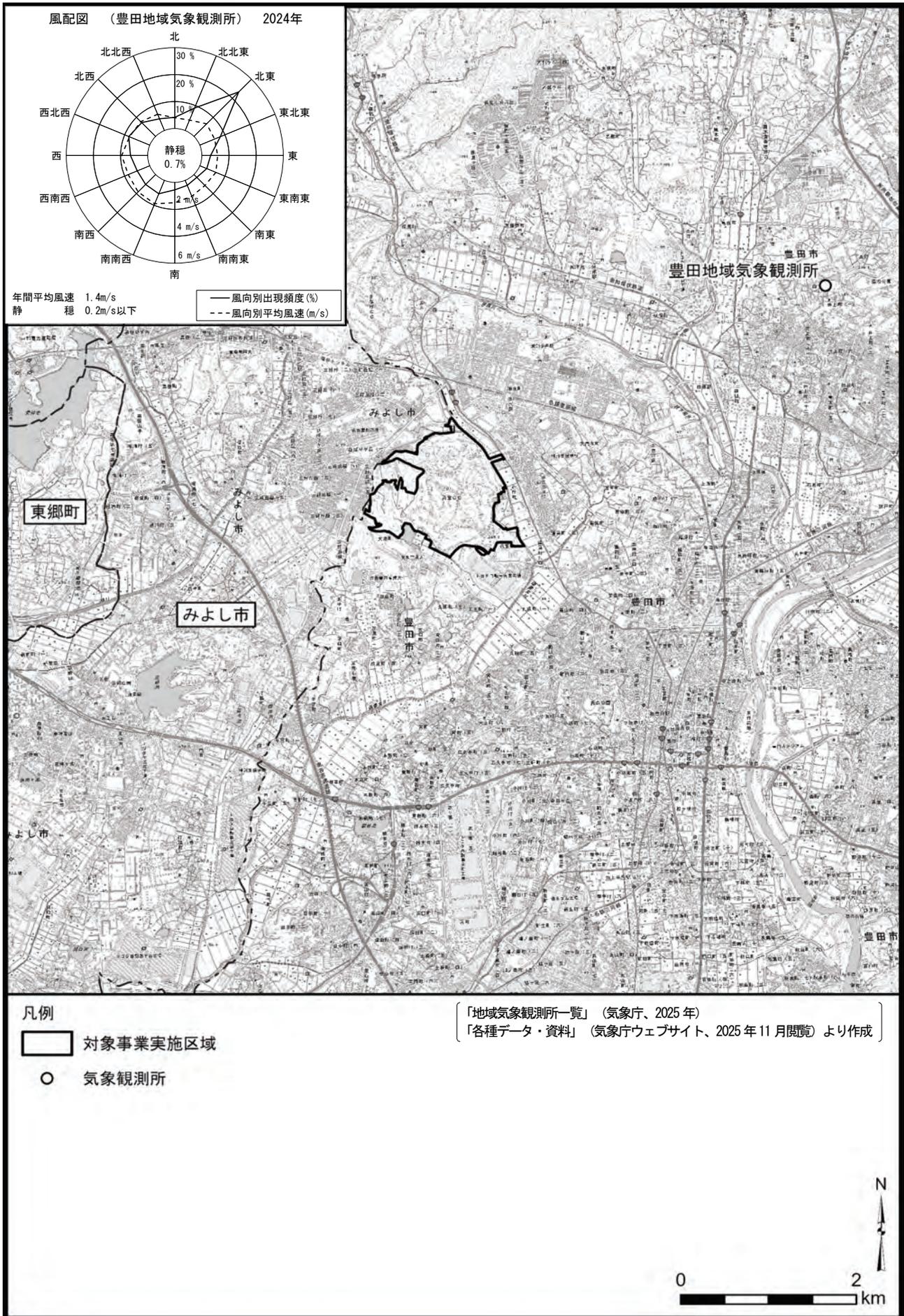
第 3.1-2 表 豊田地域気象観測所における気象の概況（2024年）

項目		月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
気温	平均	°C	5.1	7.4	8.2	16.8	19.0	23.0	28.4
	日最高の平均	°C	10.9	13.0	13.9	22.9	25.3	29.0	34.7
	日最低の平均	°C	-0.1	2.3	2.6	11.5	13.2	18.3	24.0
最多風向		方位	NE						
風速		m/s	1.4	1.4	1.6	1.4	1.6	1.4	1.3
降水量		mm	26.5	116.0	186.5	148.5	213.0	294.5	179.0
日照時間		時間	184.5	155.4	198.7	169.6	207.4	190.5	206.7

項目		月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
気温	平均	°C	29.4	27.4	20.9	13.6	5.6	17.1
	日最高の平均	°C	36.0	33.5	26.5	19.1	11.6	23.0
	日最低の平均	°C	25.0	23.3	16.8	8.9	0.6	12.2
最多風向		方位	NE	NE	NE	NE)	NE	NE)
風速		m/s	1.5	1.4	1.2	1.2	1.3	1.4
降水量		mm	269.5	63.5	160.0	89.5	1.0	1,747.5
日照時間		時間	232.7	202.4	137.3	155.6)	174.6	2,215.4

注：「)」は、準正常値を示す。

〔「各種データ・資料」（気象庁ウェブサイト、2025年11月閲覧）より作成〕



第 3.1-1 図 気象観測所の位置

## 2. 大気質の状況

### (1) 大気質の状況

大気質の状況は、第 3.1-2 図の範囲を対象に既存資料により情報を整理した。

2024 年度における対象事業実施区域及びその周囲の大気質の状況は、地方公共団体による測定が行われており、その測定位置は第 3.1-2 図、測定項目は第 3.1-3 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）が 2 局あり、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の測定が行われている。

第 3.1-3 表 大気質測定局の測定項目（2024 年度）

図中番号	種別	市名	測定局	用途地域	管理主体	測定項目					
						二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
①	一般局	豊田市	北部局（加納町）	未	豊田市	—	○	—	○	○	○
②	一般局	豊田市	中部局（三軒町）	住	豊田市	○	○	○	○	○	○

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

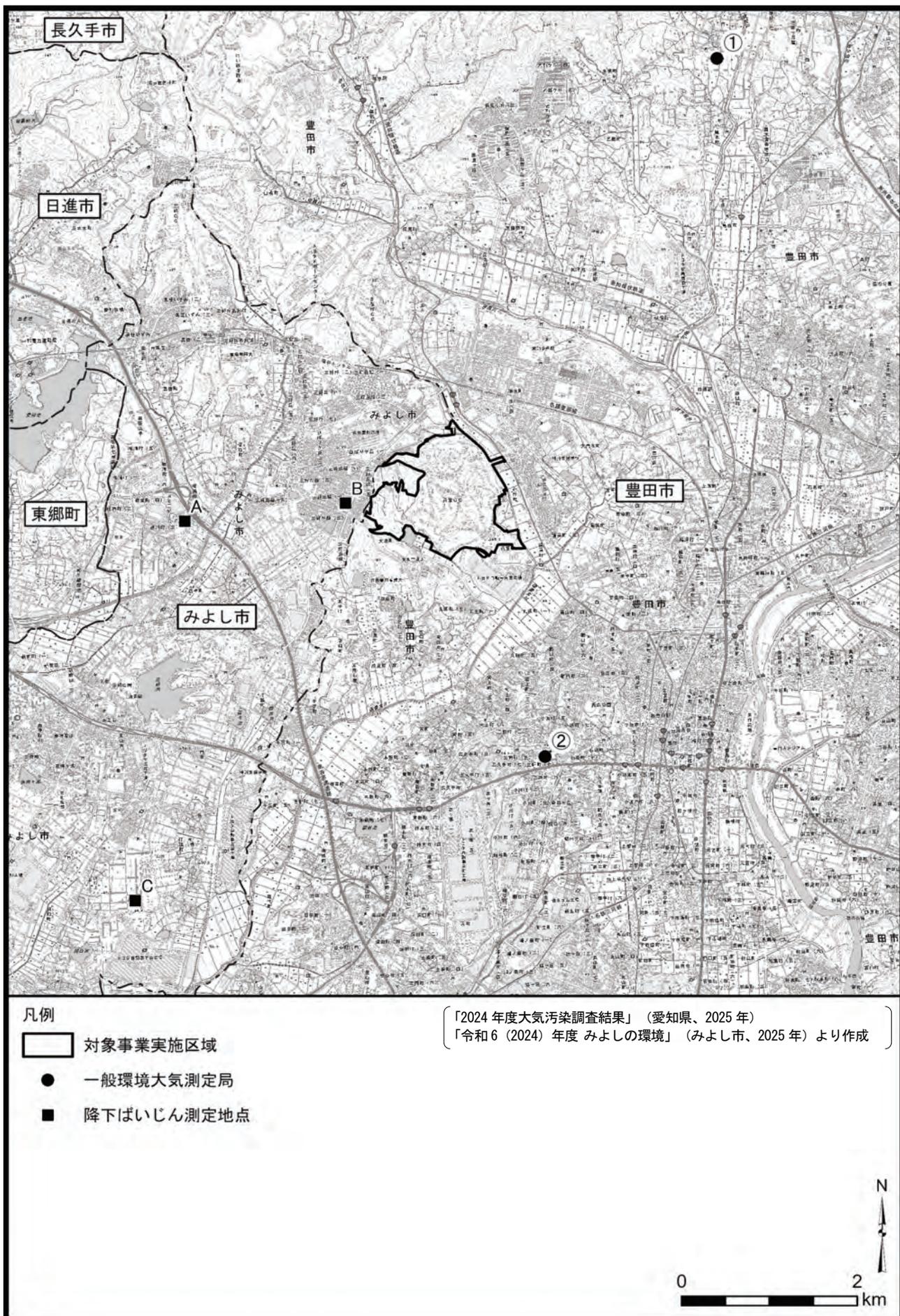
2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条に定める地域の用途区分を示す。

住；住居専用地域、住居地域及び準住居地域、 未；未指定地域又は無指定地域

3. 測定項目の欄の「○」は測定が行われていること、「—」は測定が行われていないことを示す。

4. 測定項目は 2025 年 3 月 31 日現在のものである。

〔「2024 年度大気汚染調査結果」（愛知県、2025 年）より作成〕



第 3.1-2 図 大気質測定局及び測定地点の位置

### ① 二酸化硫黄

2024 年度における二酸化硫黄の測定結果は、第 3.1-4 表のとおりであり、環境基準の評価<sup>※</sup>は、短期的評価及び長期的評価に適合している。

また、2020～2024 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-5 表のとおりである。

#### ※環境基準の評価

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価：1 日平均値の年間 2% 除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

### 第 3.1-4 表 二酸化硫黄測定結果（2024 年度）

図中番号	種別	市名	測定局	年平均値	環境基準の評価					
					1 時間値が 0.1ppm を超えた 時間数	日平均値が 0.04ppm を超えた 日数	短期的 評価	日平均値 の年間 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続した ことの有無	長期的 評価
					ppm	時間				
②	一般局	豊田市	中部局 (三軒町)	0.000	0	0	○	0.001	無	○

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. 環境基準の評価の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

〔「2024 年度大気汚染調査結果」（愛知県、2025 年）より作成〕

### 第 3.1-5 表 二酸化硫黄の経年変化

(単位：ppm)

図中番号	種別	市名	測定局	年平均値				
				2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
②	一般局	豊田市	中部局 (三軒町)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000

注：図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

〔「2024 年度大気汚染調査結果」（愛知県、2025 年）  
「2023（令和 5）年度大気汚染調査報告」（愛知県、2025 年）より作成〕

## ② 二酸化窒素

2024 年度における二酸化窒素の測定結果は、第 3.1-6 表のとおりであり、環境基準の評価※に適合している。

また、2020～2024 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-7 表のとおりである。

※環境基準の評価：1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であること。

### 第 3.1-6 表 二酸化窒素測定結果（2024 年度）

図中 番号	種別	市名	測定局	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた 日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数	環境基準の評価	
				ppm	ppm	日	日	日平均値の 年間 98% 値	評価
①	一般局	豊田市	北部局 (加納町)	0.004	0.025	0	0	0.008	○
②	一般局	豊田市	中部局 (三軒町)	0.006	0.040	0	0	0.013	○

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. 環境基準の評価の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

〔「2024 年度大気汚染調査結果」（愛知県、2025 年）より作成〕

### 第 3.1-7 表 二酸化窒素の経年変化

(単位：ppm)

図中 番号	種別	市名	測定局	年平均値				
				2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①	一般局	豊田市	北部局 (加納町)	0.006	0.004	0.004	0.004	0.004
②	一般局	豊田市	中部局 (三軒町)	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006

注：図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

〔「2024 年度大気汚染調査結果」（愛知県、2025 年）  
「2023（令和 5）年度大気汚染調査報告」（愛知県、2025 年）より作成〕

### ③ 一酸化炭素

2024 年度における一酸化炭素の測定結果は、第 3.1-8 表のとおりであり、環境基準の評価<sup>\*</sup>は、短期的評価及び長期的評価に適合している。

また、2020～2024 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-9 表のとおりである。

#### ※環境基準の評価

短期的評価:1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

長期的評価:1 日平均値の年間 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

### 第3.1-8表 一酸化炭素測定結果（2024年度）

図中番号	種別	市名	測定局	年平均値	環境基準の評価					
					8 時間値が 20ppm を超えた回数	日平均値が 10ppm を超えた日数	短期的評価	日平均値の年間 2% 除外値	日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	長期的評価
					ppm	回		日		
②	一般局	豊田市	中部局 (三軒町)	0.3	0	0	○	0.4	無	○

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. 環境基準の評価の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

〔「2024 年度大気汚染調査結果」（愛知県、2025 年）より作成〕

### 第 3.1-9 表 一酸化炭素の経年変化

(単位：ppm)

図中番号	種別	市名	測定局	年平均値				
				2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
②	一般局	豊田市	中部局 (三軒町)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

注：図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

〔「2024 年度大気汚染調査結果」（愛知県、2025 年）  
「2023（令和 5）年度大気汚染調査報告」（愛知県、2025 年）より作成〕

#### ④ 浮遊粒子状物質

2024 年度における浮遊粒子状物質の測定結果は第 3.1-10 表のとおりであり、環境基準の評価※に適合している。

また、2020～2024 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-11 表のとおりである。

##### ※環境基準の評価

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1 時間値が  $0.20\text{mg}/\text{m}^3$  以下であること。

長期的評価：1 日平均値の年間 2% 除外値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  以下であること。ただし、1 日平均値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

### 第 3.1-10 表 浮遊粒子状物質測定結果（2024 年度）

図中 番号	種別	市名	測定局	年平均値	環境基準の評価					
					1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた 時間数	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた 日数	短 期 的 評 価	日平均値 の年間 2% 除外値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続 したことの有無	長 期 的 評 価
					時間	日		$\text{mg}/\text{m}^3$		
①	一般局	豊田市	北部局 (加納町)	0.012	0	0	○	0.028	無	○
②	一般局	豊田市	中部局 (三軒町)	0.012	0	0	○	0.027	無	○

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. 環境基準の評価の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

〔「2024 年度大気汚染調査結果」（愛知県、2025 年）より作成〕

### 第 3.1-11 表 浮遊粒子状物質の経年変化

(単位： $\text{mg}/\text{m}^3$ )

図中 番号	種別	市名	測定局	年平均値				
				2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①	一般局	豊田市	北部局 (加納町)	0.014	0.012	0.013	0.012	0.012
②	一般局	豊田市	中部局 (三軒町)	0.012	0.011	0.010	0.010	0.012

注：図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

〔「2024 年度大気汚染調査結果」（愛知県、2025 年）  
「2023（令和 5）年度大気汚染調査報告」（愛知県、2025 年）より作成〕

### ⑤ 光化学オキシダント

2024 年度における光化学オキシダントの測定結果は第 3.1-12 表のとおりであり、環境基準の評価※に適合していない。

また、2020～2024 年度における昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化は、第 3.1-13 表のとおりである。

※環境基準の評価：昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。

### 第 3.1-12 表 光化学オキシダント測定結果（2024 年度）

図中 番号	種別	市名	測定局	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の 時間数と日数		環境基準の評価		評価
						時間	日	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 時間数と日数		
								時間	日	
①	一般局	豊田市	北部局 (加納町)	0.033	0.108	0	0	355	84	×
②	一般局	豊田市	中部局 (三軒町)	0.037	0.123	1	1	598	119	×

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. 環境基準の評価の欄の「×」は、環境基準に適合していないことを示す。

〔「2024 年度大気汚染調査結果」（愛知県、2025 年）より作成〕

### 第 3.1-13 表 光化学オキシダントの経年変化

(単位：ppm)

図中 番号	種別	市名	測定局	昼間の 1 時間値の年平均値				
				2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①	一般局	豊田市	北部局 (加納町)	0.032	0.033	0.031	0.032	0.033
②	一般局	豊田市	中部局 (三軒町)	0.033	0.035	0.035	0.035	0.037

注：図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

〔「2024 年度大気汚染調査結果」（愛知県、2025 年）  
「2023（令和 5）年度大気汚染調査報告」（愛知県、2025 年）より作成〕

### ⑥ 微小粒子状物質

2024 年度における微小粒子状物質の測定結果は第 3.1-14 表のとおりであり、環境基準の評価※に適合している。

また、2020～2024 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-15 表のとおりである。

※環境基準の評価：1 年平均値が長期基準（15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）以下であり、かつ、1 日平均の年間 98 パーセントイル値が短期基準（35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）以下であること。

第 3.1-14 表 微小粒子状物質測定結果（2024 年度）

図中 番号	種別	市名	測定局	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数	長期基準		短期基準		環境基準 の評価
					年平均値	評 価	日平均値の年間 98 パーセン タイル値	評 価	
					日		$\mu\text{g}/\text{m}^3$		
①	一般局	豊田市	北部局 (加納町)	1	8.3	○	18.3	○	○
②	一般局	豊田市	中部局 (三軒町)	1	8.4	○	19.1	○	○

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. 環境基準の評価の欄の「○」は環境基準に適合していることを示す。

〔「2024 年度大気汚染調査結果」（愛知県、2025 年）より作成〕

第 3.1-15 表 微小粒子状物質の経年変化

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

図中 番号	種別	市名	測定局	年平均値				
				2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①	一般局	豊田市	北部局 (加納町)	9.3	6.7	7.5	7.4	8.3
②	一般局	豊田市	中部局 (三軒町)	7.9	6.6	6.5	6.7	8.4

注：図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

〔「2024 年度大気汚染調査結果」（愛知県、2025 年）  
「2023（令和 5）年度大気汚染調査報告」（愛知県、2025 年）より作成〕

### ⑦ 有害大気汚染物質

2024年度における有害大気汚染物質の測定結果は第3.1-16表のとおりであり、環境基準の評価※に適合している。

また、2020～2024年度における年平均値の経年変化は第3.1-17表のとおりである。

※環境基準の評価

ベンゼン	: 1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> (3μg/m <sup>3</sup> ) 以下であること。
トリクロロエチレン	: 1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> (130μg/m <sup>3</sup> ) 以下であること。
テトラクロロエチレン	: 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> (200μg/m <sup>3</sup> ) 以下であること。
ジクロロメタン	: 1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> (150μg/m <sup>3</sup> ) 以下であること。

第3.1-16表 有害大気汚染物質測定結果 (2024年度)

(単位: μg/m<sup>3</sup>)

図中番号	市名	測定地点	調査機関	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
				年平均値	評価	年平均値	評価	年平均値	評価	年平均値	評価
②	豊田市	中部局 (三軒町)	豊田市	0.54	○	0.040	○	0.010	○	1.2	○

注: 1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 評価の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

[「2024年度大気汚染調査結果」(愛知県、2025年)より作成]

第3.1-17表 有害大気汚染物質の経年変化

(単位: μg/m<sup>3</sup>)

図中番号	市名	測定地点	物質名	年平均値				
				2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
②	豊田市	中部局 (三軒町)	ベンゼン	0.65	0.66	0.60	0.58	0.54
			トリクロロエチレン	0.096	0.055	0.094	0.050	0.040
			テトラクロロエチレン	0.022	0.014	0.028	0.023	0.010
			ジクロロメタン	0.98	1.0	1.1	1.0	1.2

注: 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

[「2024年度大気汚染調査結果」(愛知県、2025年)  
「2020年(令和2)～2023(令和5)年度大気汚染調査報告」(愛知県、2021～2025年)より作成]

### ⑧ ダイオキシン類

2024年度におけるダイオキシン類の測定結果は第3.1-18表のとおりであり、環境基準の評価※に適合している。

また、2020～2024年度における年平均値の経年変化は第3.1-19表のとおりである。

※環境基準の評価: 年間平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。

第 3.1-18 表 ダイオキシン類測定結果 (2024 年度)

(単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

図中 番号	市名	測定地点	調査機関	年平均値	評 価
②	豊田市	中部局 (三軒町)	豊田市	0.0074	○

注: 1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. 評価の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

〔「2024 年度におけるダイオキシン類の環境調査及び事業者による測定の結果について」  
(愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)より作成〕

第 3.1-19 表 ダイオキシン類の経年変化

(単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

図中 番号	市名	測定地点	年平均値				
			2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
②	豊田市	中部局 (三軒町)	0.015	0.013	0.0013	0.0086	0.0074

注: 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

〔「2024 年度におけるダイオキシン類の環境調査及び事業者による測定の結果について」  
(愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)  
「2020 年 (令和 2) ~2023 (令和 5) 年度大気汚染調査報告」 (愛知県、2021~2025 年) より作成〕

### ⑨ 降下ばいじん

2019~2023 年度の降下ばいじんの測定は、みよし市において 3 地点で測定が行われており、測定結果は第 3.1-20 表のとおりである。

第 3.1-20 表 降下ばいじんの測定結果 (2019~2023 年度)

(単位: t/km<sup>2</sup>/月)

図中 番号	市名	測定地点	年平均値				
			2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
A	みよし市	北部小学校	1.92	2.11	1.65	2.33	1.81
B	みよし市	緑丘小学校	1.55	2.04	1.53	1.83	1.45
C	みよし市	南部小学校	1.96	2.10	1.69	1.80	1.71

注: 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

〔「令和 2 年度~令和 6 (2024) 年度みよしの環境」 (みよし市、2021~2025 年) より作成〕

## 3. 大気汚染に係る苦情の発生状況

豊田市及びみよし市 (以下、「関係市」という。) における 2019~2023 年度の大気汚染に係る苦情の発生状況は、第 3.1-21 表のとおりである。

第 3.1-21 表 大気汚染に係る苦情の発生状況

(単位: 件)

地 域	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
豊田市	173	228	188	152	110
みよし市	2	3	1	1	0
愛知県	1,348	1,753	1,472	1,399	1,352

〔「令和元~5 年度公害に関する苦情件数等調査結果」 (愛知県、2021~2025 年) より作成〕

### 3.1.2 騒音に係る環境の状況

騒音に係る環境の状況は、第 3.1-3 図の範囲を対象に、既存資料により情報を整理した。

#### 1. 環境騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲では、環境騒音の調査が第 3.1-3 図のとおり 2024 年度に豊田市の 2 地点及び 2023 年度にみよし市の 2 地点において行われており、その測定結果は第 3.1-22 表のとおりである。

第 3.1-22 表 環境騒音の測定結果

(単位：dB)

図中番号	測定地点	調査機関	用途地域	測定値 ( $L_{Aeq}$ )		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	宮口一色区民会館	豊田市	市街化調整区域	47	40	55	45
2	浄水小学校	豊田市	第 1 種中高層住居専用地域	55	45	55	45
3	みどり保育園	みよし市	第 1 種低層住居専用地域	53	41	55	45
4	三好丘小学校	みよし市	第 1 種中高層住居専用地域	49	43	55	45

注：1. 図中番号は、第 3.1-3 図に対応している。

- 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条に定める地域の用途区分を示す。
- 昼間は午前 6 時から午後 10 時まで、夜間は午後 10 時から翌日の午前 6 時までを示す。

〔「令和 7 年版環境調査報告書」（豊田市、2025 年）  
「令和 6（2024）年度 みよしの環境」（みよし市、2025 年）より作成〕

#### 2. 自動車騒音の状況

2024 年度における対象事業実施区域及びその周囲の自動車騒音の面的評価は、第 3.1-3 図のとおり 7 区間で行われており、その調査結果は第 3.1-23 表（1）のとおりである。道路に面する地域の住居等の環境基準達成率は、昼間が 97.6～100.0%、夜間が 94.2～100.0%である。

2024 年度における対象事業実施区域及びその周囲の自動車騒音の測定は、第 3.1-3 図のとおり 2 地点で行われており、測定結果は第 3.1-23 表（2）のとおりである。「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく自動車騒音の要請限度を昼間及び夜間ともに超えていない。

第 3.1-23 表（1） 自動車騒音の調査結果（面的評価）（2024 年度）

図中番号	路線名	評価区間		調査機関	評価区間延長 (km)	騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) (dB)		調査区間内全戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)		
		起点	終点			昼間	夜間		昼間	夜間	昼夜
①	一般国道 155 号	豊田市保見町	豊田市栄町	豊田市	6.5	66	62	597	100.0	99.7	99.7
②	県道宮上知立線	豊田市宮上町	豊田市上丘町	豊田市	4.6	70	66	431	99.3	94.2	94.2
③	県道豊田東郷線	豊田市宮上町	豊田市北ノ脇	豊田市	1.9	68	63	138	100.0	100.0	100.0
④	県道豊田東郷線	豊田市小坂町	豊田市宮上町	豊田市	1.3	71	67	334	97.6	95.5	95.5
⑤	市道原山線	豊田市大清水町	豊田市浄水町	豊田市	1.9	67	60	739	100.0	100.0	100.0
⑥	市道豊田刈谷線	豊田市朝日町	豊田市清水町	豊田市	5.3	65	60	1,402	99.9	99.8	99.8
⑦	県道豊田東郷線	みよし市打越町	みよし市三好町	みよし市	2.8	67	63	141	100.0	100.0	100.0

注：1. 図中番号は、第 3.1-3 図に対応している。

- 昼間は午前 6 時から午後 10 時まで、夜間は午後 10 時から翌日の午前 6 時までを示す。
- 環境基準達成率は、調査区間内全戸数(道路端から 50m 以内の戸数)に対する環境基準達成戸数の割合を示す。

〔「令和 7 年版環境調査報告書」（豊田市、2025 年）  
「2024 年度交通騒音・振動調査結果について」（愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）より作成〕

第 3.1-23 表 (2) 自動車騒音の測定結果 (要請限度) (2024 年度)

図中 番号	路線名	調査地点	調査 機関	用途地域	騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) (dB)		要請限度			
							基準値		評価	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	市道原山線	浄水町原山	豊田市	第 2 種中高層 住居専用地域	67	60	75	70	○	○
B	市道豊田刈谷線	小坂町 1 丁目	豊田市	第 1 種住居地域	65	60	75	70	○	○

- 注：1. 図中番号は、第 3.1-3 図に対応している。  
 2. 昼間は午前 6 時から午後 10 時まで、夜間は午後 10 時から翌日の午前 6 時までを示す。  
 3. 要請限度の評価の欄の「○」は、要請限度を超えていないことを示す。

[「令和 7 年版環境調査報告書」(豊田市、2025 年)より作成]

### 3. 騒音に係る苦情の発生状況

関係市における 2019～2023 年度の騒音に係る苦情の発生状況は、第 3.1-24 表のとおりである。

第 3.1-24 表 騒音に係る苦情の発生状況

(単位：件)

地 域	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
豊田市	63	69	52	54	60
みよし市	2	2	4	6	4
愛知県	1,279	1,708	1,689	1,752	1,668

[「令和元～5 年度公害に関する苦情件数等調査結果」(愛知県、2021～2025 年)より作成]



第 3.1-3 図 騒音及び振動の調査位置

### 3.1.3 振動に係る環境の状況

振動に係る環境の状況は、第 3.1-3 図の範囲を対象に、既存資料により情報を整理した。

#### 1. 道路交通振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲では、道路交通振動の調査が第 3.1-3 図のとおり 1 地点において 2024 年度に行われており、その測定結果は第 3.1-25 表のとおりである。「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく道路交通振動の要請限度を昼間及び夜間ともに超えていない。

第 3.1-25 表 道路交通振動の測定結果 (2024 年度)

(単位: dB)

図中番号	路線名	測定地点	調査機関	用途地域	測定値 (L <sub>10</sub> )		要請限度	
					昼間	夜間	昼間	夜間
B	市道豊田刈谷線	小坂町 1 丁目	豊田市	第 1 種住居地域	37	27	65	60

注: 1. 図中番号は、第 3.1-3 図に対応している。

2. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条に定める地域の用途区分を示す。

3. 昼間は午前 7 時から午後 8 時、夜間は午後 8 時から翌日の午前 7 時までを示す。

[「令和 7 年版環境調査報告書」(豊田市、2025 年)より作成]

#### 2. 振動に係る苦情の発生状況

関係市における 2019~2023 年度の振動に係る苦情の発生状況は、第 3.1-26 表のとおりである。

第 3.1-26 表 振動に係る苦情の発生状況

(単位: 件)

地域	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
豊田市	6	4	2	7	14
みよし市	0	0	0	0	1
愛知県	115	163	154	157	167

[「令和元~5 年度公害に関する苦情件数等調査結果」(愛知県、2021~2025 年)より作成]

### 3.1.4 悪臭に係る環境の状況

#### 1. 悪臭の状況

対象事業実施区域及びその周囲約 1km の範囲では、2020~2024 年度における悪臭の測定結果は確認できなかった。

#### 2. 悪臭に係る苦情の発生状況

関係市における 2019~2023 年度の悪臭に係る苦情の発生状況は、第 3.1-27 表のとおりである。

第 3.1-27 表 悪臭に係る苦情の発生状況

(単位: 件)

地域	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
豊田市	18	29	29	23	27
みよし市	2	2	7	2	1
愛知県	772	920	940	832	888

[「令和元~5 年度公害に関する苦情件数等調査結果」(愛知県、2021~2025 年)より作成]

### 3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況については、第 3.1-4 図の範囲を対象に、既存資料により情報を整理した。

#### 1. 水象の状況

##### (1) 河川

対象事業実施区域及びその周囲の主要な河川の状況は、第 3.1-4 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、一級河川の伊保川、二級河川の逢妻女川、布袋子川等がある。

##### (2) 湖沼

対象事業実施区域及びその周囲には、湖沼\*は確認できなかった。

\*天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m<sup>3</sup> 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖。

#### 2. 水質の状況

##### (1) 河川の水質の状況

2024 年度における主要な河川の水質の状況は、第 3.1-28 表のとおり 3 地点で調査が行われており、その調査位置は第 3.1-4 図のとおりである。

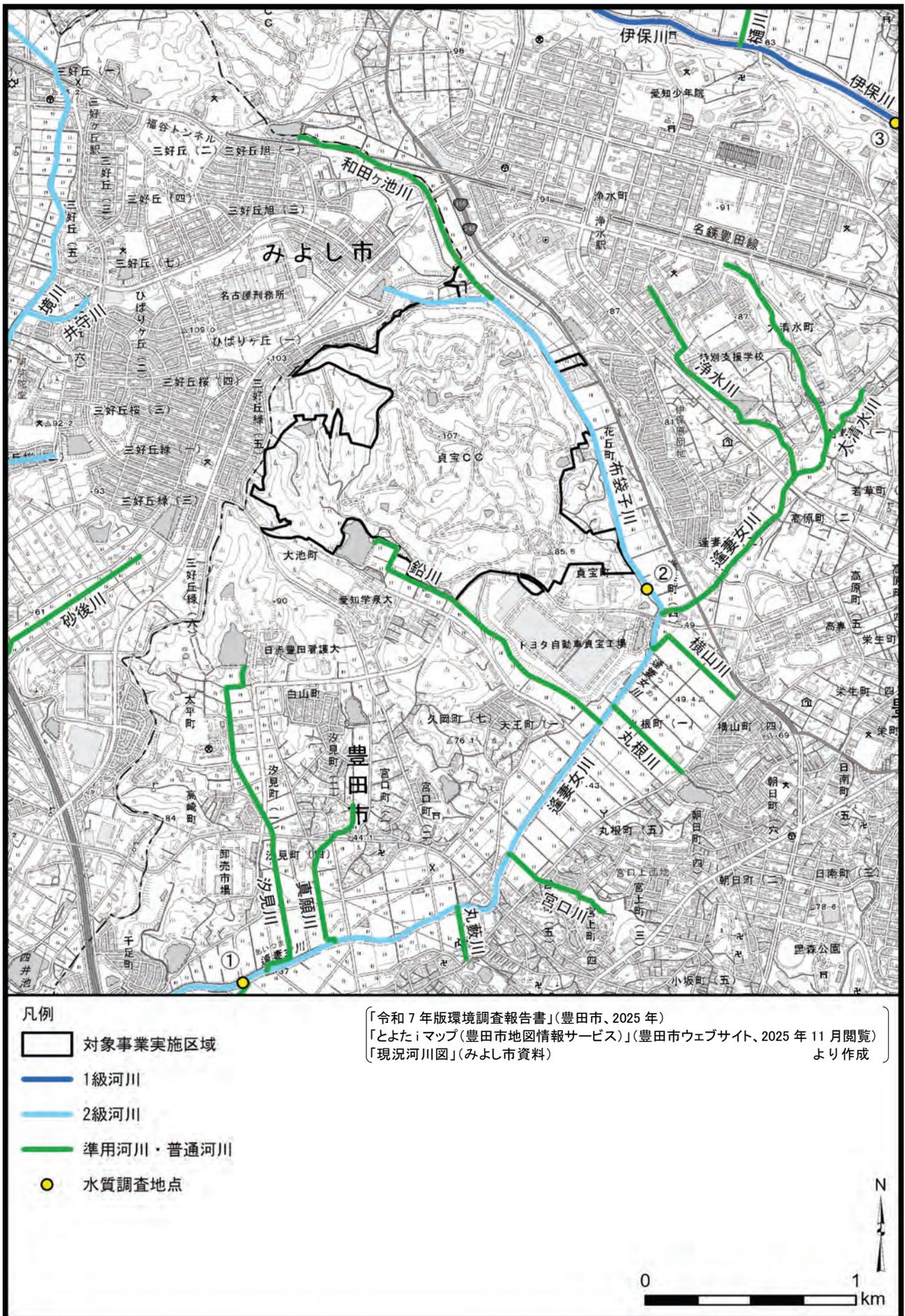
第 3.1-28 表 河川の水質調査項目（2024 年度）

河川名	図中番号	類型		地点	調査機関	調査項目									
		pH DO BOD SS 大腸菌数	全亜鉛 ノニル フェノール LAS			生活環境項目						健康項目 LAS	ダイオキシン類		
						水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	大腸菌数	全亜鉛			ノニルフェノール	
逢妻女川	①	C	生物B	野末橋	豊田市	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—
布袋子川	②	—	—	逢妻女川合流前	豊田市	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—
伊保川	③	—	—	向山橋	豊田市	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—

注：1. 図中番号は、第 3.1-4 図に対応している。

2. 類型の欄の「—」は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に基づく類型が指定されていないことを示す。
3. 調査項目の LAS は、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示す。
4. 調査項目の欄の「○」は調査が行われていること、「—」は調査が行われていないことを示す。

[「令和 7 年版環境調査報告書」（豊田市、2025 年）より作成]



第3.1-4図 主要な河川及び水質調査地点の位置

① 生活環境項目

2024 年度における河川の生活環境項目の調査結果は、第 3.1-29 表のとおりである。

「令和 6 (2024) 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)によれば、逢妻川上流では生物化学的酸素要求量 (BOD) が環境基準\*を達成している。

\*環境基準の達成状況の評価

生物化学的酸素要求量 (BOD) : 75%水質値 (年間 n 個の日間平均値を小さいものから並べたとき、0.75×n 番目の数値) が水域内のすべての環境基準点において環境基準に適合しているときを達成とする。

第 3.1-29 表 河川の生活環境項目の調査結果 (2024 年度)

河川名	類型	図中番号	地点	水素イオン濃度 (pH)					溶存酸素量 (DO)				
				(—)					(mg/L)				
				最小	最大	平均	環境基準	m/n	最小	最大	平均	環境基準	m/n
逢妻女川	C	①	野末橋	7.4	8.0	7.6	6.5~8.5	0/6	8.8	12	10	5 以上	0/6
布袋子川	—	②	逢妻女川合流前	7.3	7.4	7.3	—	-/4	7.8	13	9.7	—	-/4
伊保川	—	③	向山橋	7.3	8.4	7.8	—	-/4	9.1	12	11	—	-/4

河川名	類型	図中番号	地点	生物化学的酸素要求量 (BOD)					浮遊物質 (SS)					
				(mg/L)					(mg/L)					
				最小	最大	平均	75%値	環境基準	m/n	最小	最大	平均	環境基準	m/n
逢妻女川	C	①	野末橋	1.2	4.5	2.3	3.4	5 以下	0/6	2	12	4	50 以下	0/6
布袋子川	—	②	逢妻女川合流前	0.6	1.4	1.1	1.3	—	-/4	1	4	2	—	-/4
伊保川	—	③	向山橋	1.0	1.5	1.2	1.2	—	-/4	1	3	2	—	-/4

河川名	類型	図中番号	地点	全亜鉛				
				(mg/L)				
				最小	最大	平均	環境基準	m/n
逢妻女川	生物 B	①	野末橋	0.006	0.013	0.009	0.03 以下	0/4
布袋子川	—	②	逢妻女川合流前	0.004	0.004	0.004	—	-/1
伊保川	—	③	向山橋	0.002	0.002	0.002	—	-/1

河川名	類型	図中番号	地点	ノニルフェノール				
				(mg/L)				
				最小	最大	平均	環境基準	m/n
逢妻女川	生物 B	①	野末橋	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002 以下	0/4
布袋子川	—	②	逢妻女川合流前	<0.00006	<0.00006	<0.00006	—	-/1
伊保川	—	③	向山橋	<0.00006	<0.00006	<0.00006	—	-/1

河川名	類型	図中番号	地点	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)				
				(mg/L)				
				最小	最大	平均	環境基準	m/n
逢妻女川	生物 B	①	野末橋	0.0027	0.011	0.0065	0.05 以下	0/4
布袋子川	—	②	逢妻女川合流前	0.0037	0.0037	0.0037	—	-/1
伊保川	—	③	向山橋	0.0071	0.0071	0.0071	—	-/1

注 : 1. 図中番号は、第 3.1-4 図に対応している。

2. 類型の欄の「—」は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)に基づく類型が指定されていないことを示す。
3. 最小、最大及び平均の欄の「—」は調査が行われていないこと、「<」は報告下限値未滿を示す。
4. 環境基準の欄の「—」は、環境基準が定められていないことを示す。
5. m/n の欄は「環境基準に適合しない検体数/総検体数」を示し、「-/n」は環境基準が定められていないこと、「—」は調査が行われていないことを示す。

[「令和 7 年版環境調査報告書」(豊田市、2025 年)より作成]

## ② 健康項目

2024年度における河川の健康項目の調査結果は、第3.1-30表のとおりである。

環境基準の適合状況は、すべての調査項目について、調査されたすべての測定地点で環境基準に適合している。

第3.1-30表(1) 河川の健康項目の調査結果(2024年度)

河川名	図中番号	地点	カドミウム (mg/L) [0.003以下]		全シアン (mg/L) [検出されないこと]		鉛 (mg/L) [0.01以下]		六価クロム (mg/L) [0.02以下]	
			平均	m/n	最大	m/n	平均	m/n	平均	m/n
逢妻女川	①	野末橋	<0.0005	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.01	0/2
布袋子川	②	逢妻女川合流前	<0.0005	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1
伊保川	③	向山橋	<0.0005	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1

河川名	図中番号	地点	砒素 (mg/L) [0.01以下]		総水銀 (mg/L) [0.0005以下]		アルキル水銀 (mg/L) [検出されないこと]		PCB (mg/L) [検出されないこと]	
			平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n
逢妻女川	①	野末橋	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	—	—	—	—
布袋子川	②	逢妻女川合流前	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	—	—	—	—
伊保川	③	向山橋	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	—	—	—	—

河川名	図中番号	地点	ジクロロメタン (mg/L) [0.02以下]		四塩化炭素 (mg/L) [0.002以下]		1,2-ジクロロエタン (mg/L) [0.004以下]		1,1-ジクロロエチレン (mg/L) [0.1以下]	
			平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n
逢妻女川	①	野末橋	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2
布袋子川	②	逢妻女川合流前	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1
伊保川	③	向山橋	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1

河川名	図中番号	地点	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L) [0.04以下]		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) [1以下]		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L) [0.006以下]		トリクロロエチレン (mg/L) [0.01以下]	
			平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n
逢妻女川	①	野末橋	<0.004	0/2	<0.1	0/2	<0.0006	0/2	<0.001	0/2
布袋子川	②	逢妻女川合流前	<0.004	0/1	<0.1	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1
伊保川	③	向山橋	<0.004	0/1	<0.1	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1

河川名	図中番号	地点	テトラクロロエチレン (mg/L) [0.01以下]		1,3-ジクロロプロペン (mg/L) [0.002以下]		チウラム (mg/L) [0.006以下]		シマジン (mg/L) [0.003以下]	
			平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n
逢妻女川	①	野末橋	<0.0005	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2
布袋子川	②	逢妻女川合流前	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1
伊保川	③	向山橋	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1

第 3.1-30 表(2) 河川の健康項目の調査結果 (2024 年度)

河川名	図中番号	地点	チオベンカルブ (mg/L) [0.02 以下]		ベンゼン (mg/L) [0.01 以下]		セレン (mg/L) [0.01 以下]		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L) [10 以下]	
			平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n
逢妻女川	①	野末橋	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	2.1	0/2
布袋子川	②	逢妻女川 合流前	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	0.79	0/1
伊保川	③	向山橋	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	0.62	0/1

河川名	図中番号	地点	ふっ素 (mg/L) [0.8 以下]		ほう素 (mg/L) [1 以下]		1,4-ジオキサン (mg/L) [0.05 以下]	
			平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n
逢妻女川	①	野末橋	0.08	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/1
布袋子川	②	逢妻女川 合流前	0.08	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1
伊保川	③	向山橋	0.19	0/1	0.03	0/1	<0.005	0/1

注：1. 図中番号は、第 3.1-4 図に対応している。

2. [ ] 内の数値は、環境基準値を示す。

3. 平均、最大及び m/n の欄の「—」は調査が行われていないこと、「<」は報告下限値未満、「ND」は検出されないことを示す。

4. m/n の欄は、「環境基準に適合しない検体数/総検体数」を示す。

5. 全シアンの測定結果が報告下限値未満の場合は、検出されないこととする。

[「令和 7 年版環境調査報告書」(豊田市、2025 年)より作成]

### ③ ダイオキシン類

対象事業実施区域及びその周囲では、2020～2024 年度における河川のダイオキシン類の調査結果は確認できなかった。

## 3. 水底の底質の状況

対象事業実施区域及びその周囲では、2020～2024 年度における水底の底質の調査結果は確認できなかった。

## 4. 水質汚濁に係る苦情の発生状況

関係市における 2019～2023 年度の水質汚濁に係る苦情の発生状況は、第 3.1-31 表のとおりである。

第 3.1-31 表 水質汚濁に係る苦情の発生状況

(単位：件)

地域	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
豊田市	12	11	6	9	11
みよし市	2	3	3	0	3
愛知県	348	385	356	372	317

[「令和元～5 年度公害に関する苦情件数等調査結果」(愛知県、2021～2025 年)より作成]

### 3.1.6 地形及び地質の状況

地形及び地質の状況は、対象事業実施区域及びその周囲約 1km の範囲を対象に、既存資料により情報を整理した。

#### 1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲の地形分類図は、第 3.1-5 図のとおりである。

対象事業実施区域には、主に人工改変地及び急斜面が分布しており、一部に砂礫台地（最上位）、谷底平野・氾濫平野等が分布している。

#### 2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の表層地質図は、第 3.1-6 図のとおりである。

対象事業実施区域には、礫、砂（三好層）及び泥並びに泥、砂及び礫（矢田川層）が分布している。

#### 3. 重要な地形及び地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の重要な地形及び地質は、「日本の典型地形 都道府県別一覧」（国土地理院ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）によれば第 3.1-32 表のとおりであり、その分布状況は第 3.1-7 図のとおりである。対象事業実施区域の周囲には、隆起準平原の三河高原が分布している。

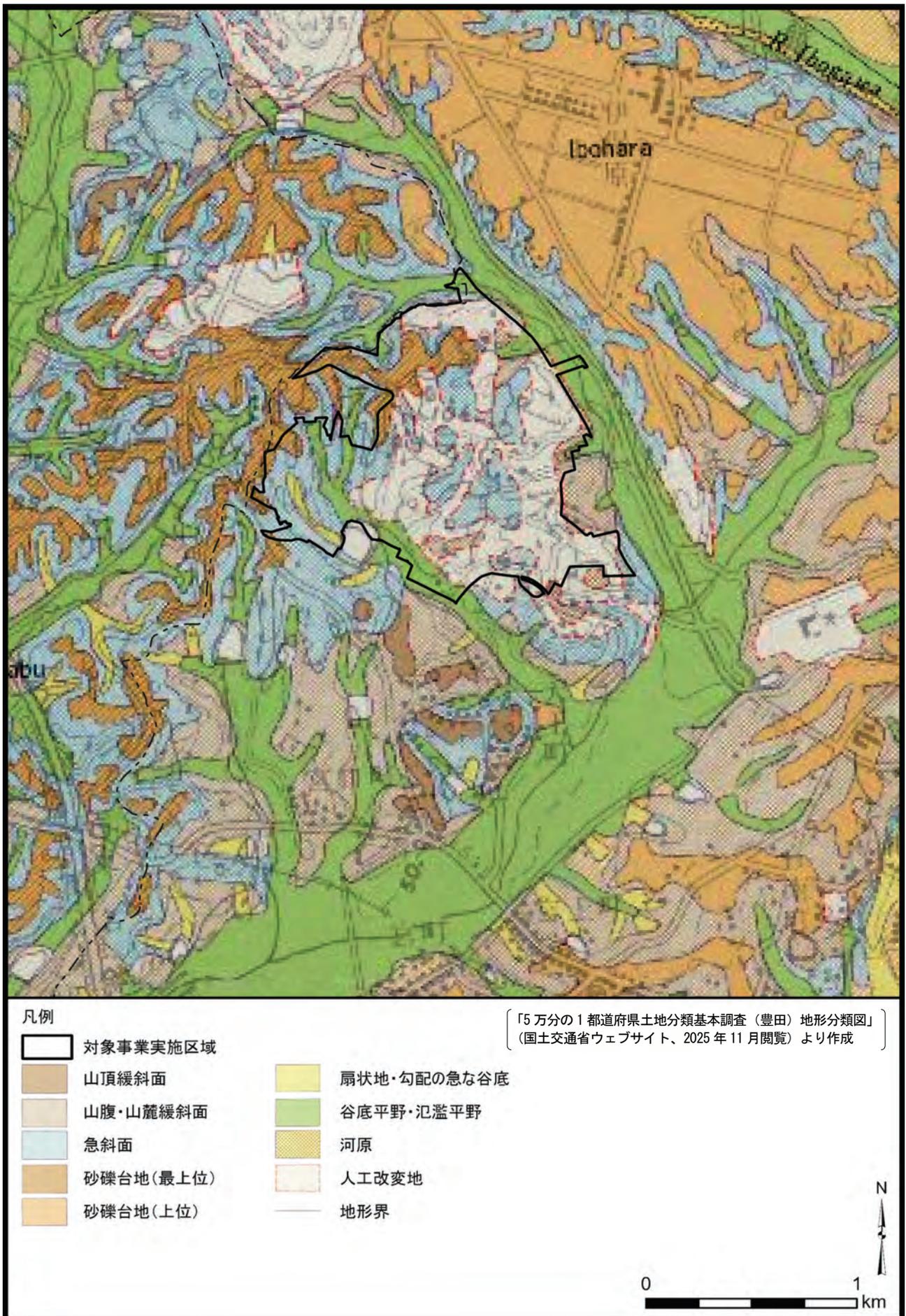
なお、対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック第 1 集 — 危機にある地形—」（小泉・青木、2000 年）及び「日本の地形レッドデータブック第 2 集 — 保存すべき地形—」（小泉・青木、2002 年）に該当する重要な地形及び地質並びに「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により指定されている重要な地形及び地質は存在しない。

第 3.1-32 表 重要な地形及び地質

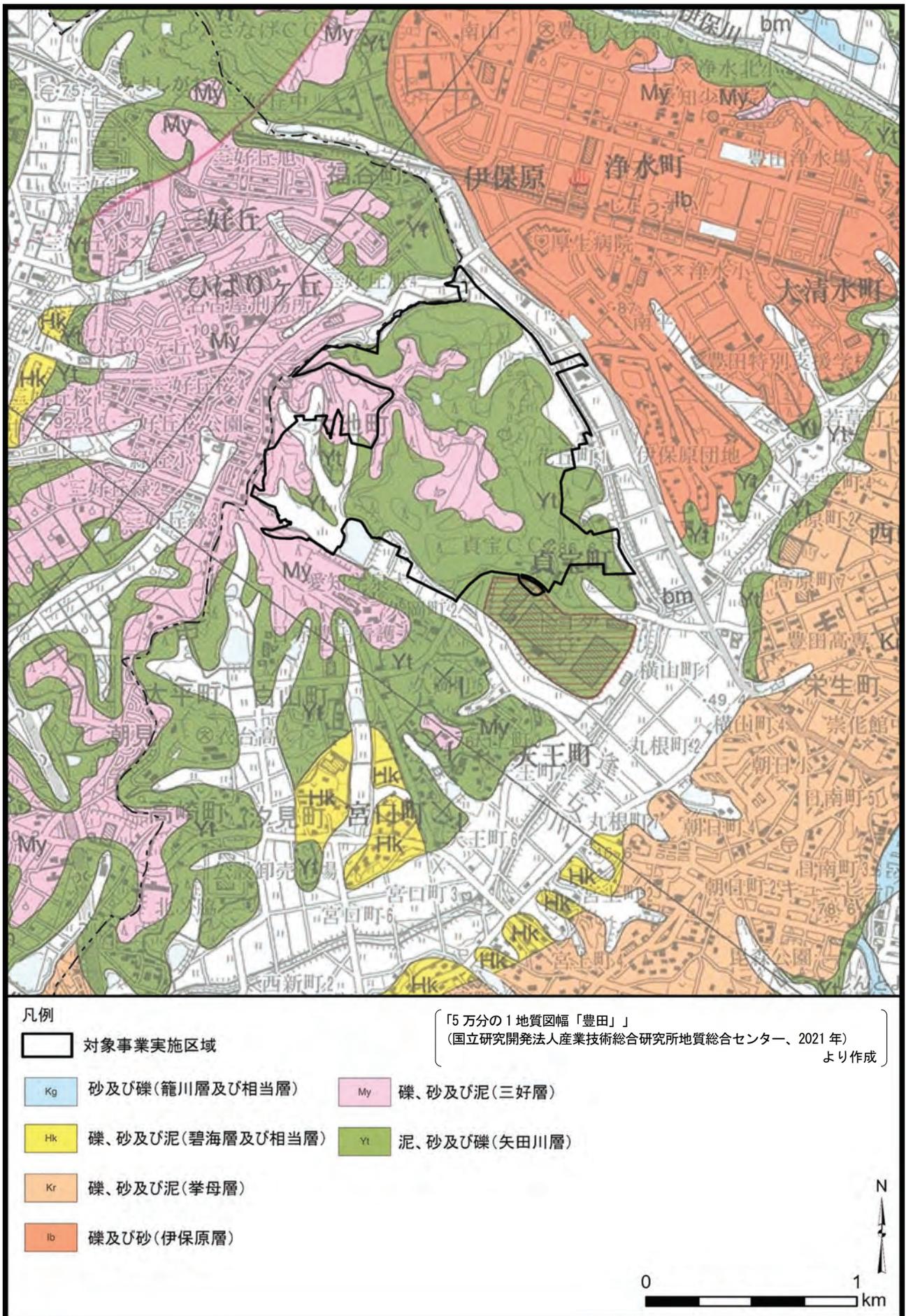
項目		図中番号	名称
その他の地形	隆起準平原	①	三河高原

注：図中番号は、第 3.1-7 図に対応している。

〔「日本の典型地形 都道府県別一覧」（国土地理院ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）より作成〕



第 3.1-5 図 地形分類図



第3.1-6図 表層地質図



第 3.1-7 図 重要な地形及び地質の分布状況

### 3.1.7 地盤、地下水及び土壌の状況

地盤、地下水及び土壌の状況は、第3.1-8 図の範囲を対象に、既存資料により情報を整理した。

#### 1. 地盤の状況

##### (1) 地盤沈下

「2024 年地盤沈下調査結果」（愛知県、2025 年）によれば、2024 年は西三河地域での水準測量は実施されていない。「2023 年地盤沈下調査結果」（愛知県、2024 年）によれば、西三河地域における 2021 年 9 月 1 日～2023 年 9 月 1 日の地盤の変動状況は、1 年当たり換算して 1cm 以上沈下した水準点は観測されていない。

#### 2. 地下水の状況

##### (1) 健康項目

対象事業実施区域及びその周囲の地下水の水質の状況は、概況調査が 2023 年度に 1 地点、定期モニタリング調査が 2024 年度に 4 井戸で行われており、その調査結果は第 3.1-33 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、概況調査はすべての調査項目について環境基準に適合している。定期モニタリング調査は、みよし市三好丘旭において総水銀が環境基準を超過している。

第 3.1-33 表(1) 地下水の水質調査結果（概況調査）（2023 年度）

(単位：mg/L)

項目	環境基準	メッシュ調査
		豊田市保見町
カドミウム	0.003mg/L 以下	<0.0005
全シアン	検出されないこと	<0.1
鉛	0.01mg/L 以下	<0.005
六価クロム	0.02mg/L 以下	<0.01
砒素	0.01mg/L 以下	<0.005
総水銀	0.0005mg/L 以下	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	—
PCB	検出されないこと	<0.0005
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.002
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	<0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	<0.0002
チウラム	0.006mg/L 以下	<0.0006
シマジン	0.003mg/L 以下	<0.0003
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	<0.002
ベンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001
セレン	0.01mg/L 以下	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	0.21
ふっ素	0.8mg/L 以下	<0.08
ほう素	1mg/L 以下	<0.02
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	<0.005

注：1. 「<」は報告下限値未満を示す。

2. 「—」は調査が行われていないことを示す。

3. 全シアン及び PCB の測定結果が報告下限値未満の場合は、検出されないこととする。

〔「令和 5（2023）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県、2024 年）より作成〕

### 第 3.1-33 表 (2) 地下水の水質調査結果 (定期モニタリング調査) (2024 年度)

(単位: mg/L)

地点名	豊田市三軒町		みよし市三好丘旭		
	発端・周辺の区分	周辺井戸	周辺井戸	発端井戸	周辺井戸
井戸場所	宮上町	三軒町	三好丘旭	三好丘旭	
全シアン[検出されないこと]	<0.1	<0.1	—	—	
総水銀[0.0005 以下]	—	—	0.0007	<0.0005	

- 注: 1. [ ] 内の数値は、環境基準値を示す。  
 2. 「<」は報告下限値未満を示す。  
 3. 「—」は調査が行われていないことを示す。  
 4. 全シアンの測定結果が報告下限値未満の場合は、検出されないこととする。

〔「令和 6 (2024) 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」 (愛知県、2025 年) より作成〕

#### (2) ダイオキシン類

対象事業実施区域及びその周囲では、2020～2024 年における地下水のダイオキシン類の調査結果は確認できなかった。

### 3. 土壌の状況

#### (1) 土壌の分布の状況

対象事業実施区域及びその周囲の土壌分類図は、第 3.1-8 図のとおりである。

対象事業実施区域には、乾性褐色森林土壌 (未熟土系)、赤色土壌、細粒グライ土壌が分布しており、対象事業実施区域の周囲には黄色土壌等が分布している。

#### (2) 対象事業実施区域の土地利用履歴

対象事業実施区域では、1950 年代まで磨砂の採掘が行われていたが、中性洗剤の普及により磨砂の需要が減少してきたことから事業転換が行われ、1966 年にゴルフ場として開業し、現在に至る。

#### (3) 土壌汚染の状況

##### ① 土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域

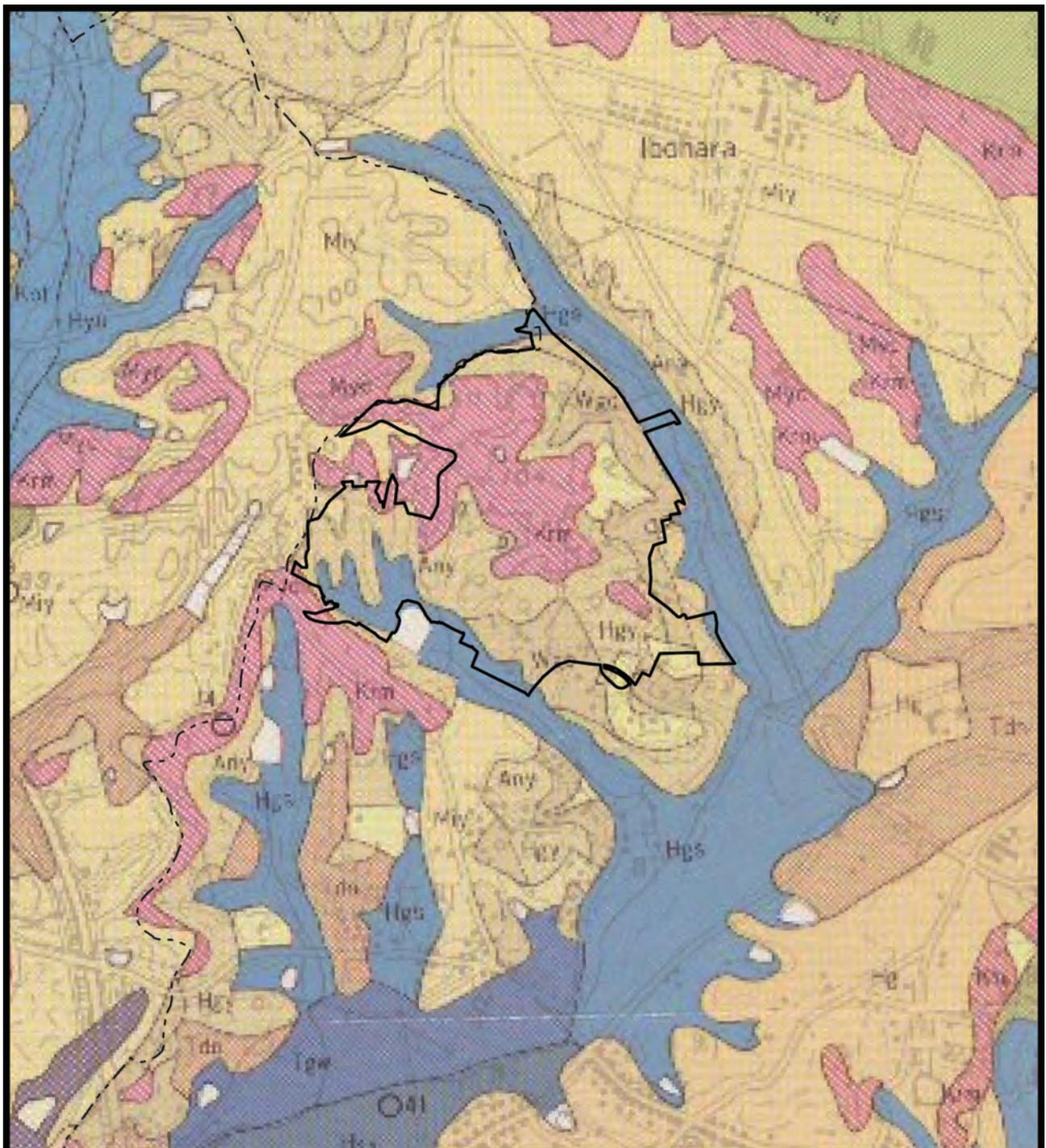
対象事業実施区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

##### ② 土壌汚染の状況

対象事業実施区域及びその周囲では、2020～2024 年における土壌の調査結果は確認できなかった。

##### ③ ダイオキシン類

対象事業実施区域及びその周囲では、2020～2024 年における土壌のダイオキシン類の調査結果は確認できなかった。



凡例

対象事業実施区域

【山地及び丘陵地地域の土壌】  
乾性褐色森林土壌(未熟土系)

- 三ヶ峰統 東山統
- 相野山統 東山統
- 和合1統 和合2統

赤色土壌

- 明知統 拳母統
- 上郷統 拳母統

【台地及び低地地域の土壌】

赤色土壌

- 駒場統

黄色土壌

- 東境統
- 三好統
- 蓼沼統

灰色台地土壌

- 筋生統

細粒グライ土壌

- 保倉統
- 田川統
- 東浦統

粗粒グライ土壌

- 琴浜統
- 竜北統

黒泥土壌

- 荒井統

「5万分の1都道府県土地分類基本調査(豊田)土壌図」  
(国土交通省ウェブサイト、2025年11月閲覧)より作成



第 3.1-8 図 土壌分類図

#### 4. 地盤及び土壌に係る苦情の発生状況

##### (1) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

関係市における 2019～2023 年度の地盤沈下に係る苦情の発生状況は、第 3.1-34 表のとおりである。

第 3.1-34 表 地盤沈下に係る苦情の発生状況

(単位：件)

地 域	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
豊田市	0	0	0	0	0
みよし市	0	0	0	0	0
愛知県	2	4	4	1	0

[「令和元～5 年度公害に関する苦情件数等調査結果」(愛知県、2021～2025 年)より作成]

##### (2) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

関係市における 2019～2023 年度の土壌汚染に係る苦情の発生状況は、第 3.1-35 表のとおりである。

第 3.1-35 表 土壌汚染に係る苦情の発生状況

(単位：件)

地 域	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
豊田市	0	0	0	0	0
みよし市	0	2	0	1	0
愛知県	8	10	9	9	12

[「令和元～5 年度公害に関する苦情件数等調査結果」(愛知県、2021～2025 年)より作成]

### 3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### 1. 動物の生息の状況

動物の生息の状況は、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020（動物）」（愛知県、2020年）等の既存資料により整理した。

##### (1) 動物相の概要

動物相の概要は、第 3.1-36 表のとおりであり、哺乳類 46 種、鳥類 244 種、爬虫類 21 種、両生類 19 種、魚類 71 種、昆虫類 9,291 種、クモ類 474 種、貝類 116 種の合計 10,282 種が確認されている。

第 3.1-36 表 陸域の動物相の概要

分類	確認種	種数
哺乳類	ニホンリス、ヤマネ、カヤネズミ、ニホンノウサギ、コウベモグラ、キクガシラコウモリ、アブラコウモリ、イエネコ、タヌキ、アカギツネ、アナグマ、ニホンイタチ、イノシシ等	46
鳥類	オシドリ、トモエガモ、ホシハジロ、カワアイサ、ヤマドリ、キジ、ヨタカ、アマツバメ、ジュウイチ、ホトトギス、ツツドリ、キジバト、アオバト、クイナ、バン、カイツブリ、セイタカシギ、ダイセン、ホウロクシギ、カモメ、ウミネコ、コアジサシ、カワウ、ヨシゴイ、ダイサギ、チュウサギ、ハチクマ、オオタカ、トビ、サシバ、フクロウ、アカゲラ、ハヤブサ、モズ、カケス、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、ヤブサメ、エナガ、オオヨシキリ、ムクドリ、シロハラ、スズメ、セグロセキレイ、イカル、ホオジロ、カワラバト、ソウシチョウ等	244
爬虫類	ニホンイシガメ、ミシシippアカミミガメ、ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、ジムグリ、アオダイショウ、ヤマカガシ、ニホンマムシ等	21
両生類	ヤマトサンショウウオ（オワリサンショウウオ）、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ヒガシニホンアマガエル、タゴガエル、ツチガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル等	19
魚類	タウナギ、コイ、ギンブナ、ヤリタナゴ、カワバタモロコ、カワムツ、ウグイ、タモロコ、カマツカ、ニゴイ、ドジョウ、ホトケドジョウ、ボラ、サツキマス(アマゴ)、カダヤシ、カジカ等	71
昆虫類	アオモンイトトンボ、ギンヤンマ、クツワムシ、ケラ、イボバッタ、ツクツクボウシ、ホソハリカメムシ、アミメトビケラ、イラガ、オオチャバネセセリ、ウスマエジロマダラメイガ、スジモンフユジャク、シャチホコガ、オオケチョウバエ、ウスイロユスリカ、オオハナアブ、ゴミムシ、ハイイロゲンゴロウ、コガムシ、コクワガタ、マメコガネ、タマムシ、ヘイケボタル、ナミテントウ、オトシブミ、オオハリアリ、ヤマトスナハキバチ本土亜種、ニホンミツバチ、ヤマトキマダラハナバチ等	9,291
クモ類	ジグモ、キノボリトタテグモ、イエユウレイグモ、コマツエンマグモ、エゾウズグモ、トビジロイソウロウグモ、コガネヒメグモ、ヤマトコノハグモ、セアカゴケグモ、ツリガネヒメグモ、ニホンヒメグモ、ハラダカツクネグモ、ヤマジグモ、ヌカグモ、オニグモ、ウスイロヤチグモ、オトヒメグモ、ヤマトフクログモ、コガネエビグモ、ヤマジハエトリ等	474
貝類	カワヒバリガイ、タイワンシジミ、マシジミ、ヤマタニシ、スクミリンゴガイ、カワニナ、モノアラガイ、ヒラマキモドキ、ナタネガイ、ノハラノイシノシタ、ミジンマイマイ、ウスベニギセル、ホソヒメギセル、ミカワギセル、コハクガイ、オオウエキビ、ナメクジ、イセノナミマイマイ、ニッポンマイマイ等	116
合計		10,282

注：愛知県で従来ヤマトサンショウウオと扱われてきた集団は、最新の分類でオワリサンショウウオに該当するため、当該地区に生息する個体は「ヤマトサンショウウオ（オワリサンショウウオ）」と記載した。

- 「グリーンデータブックあいち 2018」（愛知県、2018年）
  - 「環境省自然環境局 生物多様性センター 自然環境 Web-GIS」（環境省ウェブサイト、2025年11月閲覧）
  - 「鳥類生息調査」（愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧）
  - 「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020（動物）」（愛知県、2020年）
  - 「愛知の野鳥 1995」（愛知県、1996年）
  - 「愛知の両生類・は虫類」（愛知県、1996年）
  - 「豊田市で確認された生物種」（豊田市、2024年）
  - 「全国鳥類繁殖分布調査報告」（鳥類繁殖分布調査会、2021年）
  - 「全国鳥類越冬分布調査報告」（特定非営利活動法人 パードリサーチ、公益財団法人 日本野鳥の会、2023年）
- より作成

## (2) 動物の重要な種

動物の重要な種は、「(1) 動物相の概要」で確認された種について、第 3.1-37 表の選定根拠に基づき学術上又は希少性の観点から選定した。その結果は、第 3.1-38 表～第 3.1-45 表のとおりであり、哺乳類 24 種、鳥類 85 種、爬虫類 5 種、両生類 10 種、魚類 25 種、昆虫類 244 種、クモ類 34 種、貝類 44 種の合計 471 種が確認されている。

### 第 3.1-37 表 陸域の動物の重要な種の選定根拠

選定根拠	選定基準 (略称・記号)	参考文献等	
国	①「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)により指定されているもの	国指定特別天然記念物 (特天) 国指定天然記念物 (国天)	「国指定文化財等データベース」 (文化庁ウェブサイト)
	②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)により指定されているもの	国内希少野生動植物種 (国内) 特定第一種国内希少野生動植物種 (国一) 特定第二種国内希少野生動植物種 (国二) 国際希少野生動植物種 (国際) 緊急指定種 (緊急)	「国内希少野生動植物種一覧」 (環境省ウェブサイト)
	③「環境省レッドリスト 2020」に取り上げられているもの	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧I類 (CR+EN) 絶滅危惧IA類 (CR) 絶滅危惧IB類 (EN) 絶滅危惧II類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」 (環境省ウェブサイト)
県・関係市	④地方公共団体により指定されているもの	愛知県指定天然記念物 (県天) 豊田市指定天然記念物 (豊天) 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づき指定されている指定希少野生動植物種 (希少)	「文化財ナビ愛知」(愛知県ウェブサイト) 「豊田市の文化財(指定・登録・選定)」 (豊田市ウェブサイト) 「条例に基づく希少野生動植物の保護」 (愛知県ウェブサイト)
	⑤「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドリストあいち 2025 (動物)」に取り上げられているもの	絶滅 (EX) 絶滅危惧IA類 (CR) 絶滅危惧IB類 (EN) 絶滅危惧II類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 地域個体群 (LP)	「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドリストあいち 2025 (動物)」 (愛知県ウェブサイト)

注：上記ウェブサイトの閲覧月は、すべて 2025 年 11 月である。

① 重要な哺乳類の概況

既存資料において確認された重要な哺乳類は、第 3.1-38 表のとおり 6 目 12 科 24 種であった。

第 3.1-38 表 哺乳類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
1	齧歯目	リス科	ニホンリス	—	—	—	—	NT
2			ムササビ (ホオジロムササビ)	—	—	—	—	NT
3			ニホンモモンガ	—	—	—	—	EN
4		ヤマネ科	ヤマネ	国天	—	—	—	NT
5		キヌゲネズミ科	ハタネズミ	—	—	—	—	NT
6			スミスネズミ	—	—	—	—	NT
7		ネズミ科	カヤネズミ	—	—	—	—	VU
8	兔形目	ウサギ科	ニホンノウサギ	—	—	—	—	NT
9	真無盲腸目	トガリネズミ科	カワネズミ	—	—	—	—	VU
10			モグラ科	アズマモグラ	—	—	—	—
11			ミズラモグラ	—	—	NT	—	CR
12	翼手目	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ	—	—	—	—	NT
13			キクガシラコウモリ	—	—	—	—	NT
14		ヒナコウモリ科	ユビナガコウモリ	—	—	—	—	EN
15			テングコウモリ	—	—	—	—	EN
16			コテングコウモリ	—	—	—	—	CR
17			モモジロコウモリ	—	—	—	—	VU
18			ヤマコウモリ	—	—	VU	—	CR
19			モリアブラコウモリ	—	—	VU	—	—
20			ヒナコウモリ	—	—	—	—	EN
21			食肉目	クマ科	ツキノワグマ	—	国際	—
22	イタチ科	ニホンテン		—	—	—	—	NT
23		アナグマ		—	—	—	—	NT
24	偶蹄目	ウシ科	ニホンカモシカ	特天	—	—	—	—
合計	6 目	12 科	24 種	2 種	1 種	3 種	0 種	22 種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-37 表に基づくものであり、「—」は該当しないことを示す。

2. 分類及び配列は、「世界哺乳類標準和名目録」（日本哺乳類学会、2021 年）に準拠した。

② 重要な鳥類の概況

既存資料において確認された重要な鳥類は、第 3.1-39 表のとおり 15 目 33 科 85 種であった。

第 3.1-39 表(1) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
1	カモ目	カモ科	マガン	国天	—	NT	—	—
2			オシドリ	—	—	DD	—	繁殖:VU 越冬:NT
3			トモエガモ	—	—	VU	—	越冬:VU
4			カワアイサ	—	—	—	—	越冬:NT
5			コウライアイサ	—	国際	—	—	—
6	キジ目	キジ科	ヤマドリ	—	—	—	—	繁殖:NT 越冬:NT
7			ウズラ	—	—	VU	—	越冬:EN

第 3.1-39 表(2) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
8	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	—	—	NT	—	繁殖:EN 通過:VU
9	アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ	—	—	—	—	繁殖:NT 越冬:NT
10	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	—	—	—	—	繁殖:VU 通過:NT
11			ツツドリ	—	—	—	—	繁殖:VU 通過:NT
12			カッコウ	—	—	—	—	繁殖:VU 通過:NT
13	ツル目	クイナ科	クイナ	—	—	—	—	越冬:NT
14			バン	—	—	—	—	繁殖:VU 越冬:NT
15			ヒクイナ	—	—	NT	—	繁殖:VU 通過:NT
16	カイツブリ目	カイツブリ科	アカエリカイツブリ	—	—	—	—	越冬:EN
17	チドリ目	セイタカシギ科	セイタカシギ	—	—	VU	—	繁殖:VU 越冬:NT
18		チドリ科	ケリ	—	—	DD	—	繁殖:NT 越冬:VU
19			ムナグロ	—	—	—	—	越冬:NT
20			イカルチドリ	—	—	—	—	繁殖:VU 越冬:NT
21			シロチドリ	—	—	VU	—	繁殖:EN 越冬:VU
22			メダイチドリ	—	国際	—	—	—
23			タマシギ科	タマシギ	—	—	VU	—
24		シギ科	ホウロクシギ	—	国際	VU	—	通過:EN
25			オオソリハシギ	—	国際	VU	—	通過:EN
26			オグロシギ	—	—	—	—	通過:EN
27			エリマキシギ	—	—	—	—	通過:CR
28			キリアイ	—	—	—	—	通過:EN
29			ウズラシギ	—	—	—	—	通過:EN
30			オジロトウネン	—	—	—	—	通過:VU
31			ヒバリシギ	—	—	—	—	通過:CR
32			トウネン	—	—	—	—	通過:VU
33			ハマシギ	—	—	NT	—	越冬:VU
34			ヤマシギ	—	—	—	—	越冬:NT
35			アオシギ	—	—	—	—	越冬:VU
36			オオジシギ	—	—	NT	—	繁殖:EX 通過:VU
37			タカブシギ	—	—	VU	—	通過:EN
38		ツルシギ	—	—	VU	—	通過:EN	
39	ツバメチドリ科	ツバメチドリ	—	—	VU	—	繁殖:CR 通過:EN	
40	カモメ科	コアジサシ	—	—	VU	—	繁殖:EN 通過:VU	
41	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ	—	—	NT	—	繁殖:CR 通過:CR
42			ミゾゴイ	—	—	VU	—	繁殖:VU 通過:NT
43			ゴイサギ	—	—	—	—	繁殖:NT 越冬:NT
44			チュウサギ	—	—	NT	—	繁殖:NT 通過:NT
45	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	—	—	NT	—	繁殖:VU

第 3.1-39 表(3) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
46	タカ目	タカ科	ハチクマ	—	—	NT	—	繁殖:VU
47			クマタカ	—	国内	EN	—	繁殖:EN 越冬:EN
48			イヌワシ	国天	国内	EN	—	—
49			ツミ	—	—	—	—	繁殖:NT
50			ハイタカ	—	—	NT	—	越冬:NT
51			オオタカ	—	—	NT	—	繁殖:VU 越冬:VU
52			チュウヒ	—	国内	EN	—	繁殖:CR 越冬:VU
53			ハイイロチュウヒ	—	—	—	—	越冬:VU
54			オオワシ	国天	国内	VU	—	—
55			サシバ	—	—	VU	—	繁殖:EN 通過:NT
56			フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	—	—	—
57	コノハズク	—			—	—	希少	繁殖:CR 通過:VU
58	オオコノハズク	—			—	—	—	繁殖:VU 越冬:NT
59	トラフズク	—			—	—	—	越冬:EN
60	コミミズク	—			—	—	—	越冬:VU
61	フクロウ	—			—	—	—	繁殖:NT 越冬:NT
62	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	—	—	EN	—	繁殖:CR 通過:VU
63		カワセミ科	アカショウビン	—	—	—	—	繁殖:VU 通過:NT
64			ヤマセミ	—	—	—	—	繁殖:CR 越冬:CR
65	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ	—	—	—	—	繁殖:VU 越冬:NT
66	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	—	国内	VU	—	繁殖:VU 越冬:NT
67	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	—	国内	EN	—	繁殖:EN 通過:VU
68		サンショウクイ科	サンショウクイ	—	—	VU	—	—
69		モズ科	アカモズ	—	国内	EN	—	通過:CR
70		ムシクイ科	イイジマムシクイ	国天	—	VU	—	—
71			オオムシクイ	—	—	DD	—	—
72		ヨシキリ科	コヨシキリ	—	—	—	—	繁殖:EX 通過:CR
73		ミソサザイ科	ミソサザイ	—	—	—	—	繁殖:VU 越冬:NT
74		キバシリ科	キバシリ	—	—	—	—	繁殖:EN 越冬:VU
75		ツグミ科	マミジロ	—	—	—	—	繁殖:EX 通過:EN
76			クロツグミ	—	—	—	—	繁殖:CR 通過:NT
77			アカハラ	—	—	—	—	繁殖:EX
78		ヒタキ科	コサメビタキ	—	—	—	—	繁殖:NT 通過:NT
79			コルリ	—	—	—	—	繁殖:VU 通過:NT
80			コマドリ	—	—	—	—	繁殖:EX 通過:EN
81	カワガラス科	カワガラス	—	—	—	—	繁殖:VU 越冬:VU	

第 3.1-39 表(4) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
82	スズメ目	セキレイ科	ビンズイ	—	—	—	—	繁殖:EX 越冬:VU
83		ホオジロ科	ホオアカ	—	—	—	—	繁殖:EX 越冬:NT
84			シマアオジ	—	国内	CR	—	—
85			ノジコ	—	—	NT	—	繁殖:EX 通過:EN
合計	15 目	33 科	85 種	4 種	12 種	39 種	1 種	76 種

- 注：1. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-37 表に基づくものであり、「—」は該当しないことを示す。  
 2. 分類及び配列は、「日本鳥類目録 改訂第 8 版」（日本鳥学会、2024 年）に準拠した。  
 3. 「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドリストあいち 2025（動物）」（愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）の鳥類は、評価対象個体群として繁殖、越冬、通過の 3 区分を設定している。

③ 重要な爬虫類の概況

既存資料において確認された重要な爬虫類は、第 3.1-40 表のとおり 2 目 4 科 5 種であった。

第 3.1-40 表 爬虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	—	—	NT	—	NT
2		スッポン科	ニホンスッポン	—	—	DD	—	DD
3	有鱗目	タカチホヘビ科	タカチホヘビ	—	—	—	—	DD
4		ナミヘビ科	シロマダラ	—	—	—	—	DD
5			ヤマカガシ	—	—	—	—	DD
合計	2 目	4 科	5 種	0 種	0 種	2 種	0 種	5 種

- 注：1. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-37 表に基づくものであり、「—」は該当しないことを示す。  
 2. 分類及び配列は、「日本産爬虫両生類標準和名」（日本爬虫両棲類学会、2024 年）に準拠した。

④ 重要な両生類の概況

既存資料において確認された重要な両生類は、第 3.1-41 表のとおり 2 目 4 科 10 種であった。

第 3.1-41 表 両生類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
1	有尾目	サンショウウオ科	ヒガシヒダサンショウウオ	—	国二	VU	—	NT
2			ミカワサンショウウオ	—	—	CR	希少	CR
3			ヤマトサンショウウオ(オワリサンショウウオ)	—	国二	VU	—	EN
4			ハコネサンショウウオ	—	—	—	—	NT
5		オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	特天	国際	VU	—	EN
6			イモリ科	アカハライモリ	—	—	NT	—
7	無尾目	アカガエル科	ナゴヤダルマガエル	—	—	EN	—	VU
8			トノサマガエル	—	—	NT	—	—
9			モリアオガエル	—	—	—	—	NT
10			カジカガエル	—	—	—	—	NT
合計	2 目	4 科	10 種	1 種	3 種	7 種	1 種	9 種

- 注：1. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-37 表に基づくものであり、「—」は該当しないことを示す。  
 2. 分類及び配列は、「日本産爬虫両生類標準和名」（日本爬虫両棲類学会、2024 年）に準拠した。  
 3. 愛知県で従来ヤマトサンショウウオと扱われてきた集団は、最新の分類でオワリサンショウウオに該当するため、当該地区に生息する個体は「ヤマトサンショウウオ(オワリサンショウウオ)」と記載した。

⑤ 重要な魚類の概況

既存資料において確認された重要な魚類は、第3.1-42表のとおり7目12科25種であった。

第3.1-42表 魚類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				国			県・関係市		
				①	②	③	④	⑤	
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種	—	—	VU	—	EN	
—			スナヤツメ類	—	—	VU	—	EN	
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	—	—	EN	—	EN	
3	コイ目	コイ科	ヤリタナゴ	—	—	NT	—	CR	
4			イチモンジタナゴ	—	—	CR	—	DD	
5			カワバタモロコ	—	国二	EN	豊天	EN	
6			ウシモツゴ	—	—	CR	豊天・希少	CR	
7			カワヒガイ	—	—	NT	—	CR	
8			ゼゼラ	—	—	VU	—	NT	
9			イトモロコ	—	—	—	—	NT	
10			デメモロコ	—	—	VU	—	CR	
11			ドジョウ科	ドジョウ	—	—	NT	—	VU
12				ニシシマドジョウ	—	—	—	—	VU
13		トウカイコガタスジシマドジョウ		—	—	EN	—	EN	
14		アジメドジョウ		—	—	VU	—	—	
15		フクドジョウ科	ホトケドジョウ	—	—	EN	—	EN	
16		ナマズ目	ギギ科	ネコギギ	国天	—	EN	—	CR
17	アカザ科		アカザ	—	—	VU	—	NT	
18	サケ目	サケ科	ニッコウイワナ	—	—	DD	—	—	
19			サツキマス (アマゴ)	—	—	NT	—	DD	
20	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	—	—	VU	—	VU	
21	スズキ目	カジカ科	カマキリ	—	—	VU	—	EN	
22			カジカ	—	—	NT	—	EN	
23			ウツセミカジカ (淡水性両側回遊型)	—	—	EN	—	VU	
24		ドンコ科	ドンコ	—	—	—	—	EN	
25	ハゼ科	トウカイヨシノボリ	—	—	NT	—	CR		
合計	7目	12科	25種	1種	1種	22種	2種	23種	

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-37表に基づくものであり、「—」は該当しないことを示す。

2. 分類及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和7年度生物リスト」（国土交通省、2025年）に準拠した。

⑥ 重要な昆虫類の概況

既存資料において確認された重要な昆虫類は、第 3.1-43 表のとおり 13 目 94 科 244 種であった。

第 3.1-43 表(1) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
1	トンボ目	イトトンボ科	ベニイトトンボ	—	—	NT	—	VU
2			モートンイトトンボ	—	—	NT	—	VU
3			オオイトトンボ	—	—	—	—	EN
4		モノサシトンボ科	グンバイトンボ	—	—	NT	—	EN
5		カワトンボ科	アオハダトンボ	—	—	NT	—	—
6		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	—	—	NT	—	NT
7			アオヤンマ	—	—	NT	—	CR
8		サナエトンボ科	キイロサナエ	—	—	NT	—	VU
9			ナゴヤサナエ	—	—	VU	—	NT
10			メガネサナエ	—	—	VU	—	EN
11			タベサナエ	—	—	NT	—	—
12			フタスジサナエ	—	—	NT	—	VU
13			コサナエ	—	—	—	—	VU
14			オグマサナエ	—	—	NT	—	EN
15			エゾトンボ科	トラフトンボ	—	—	—	—
16		キイロヤマトンボ		—	—	NT	—	NT
17		ハネヒロエゾトンボ		—	—	VU	—	EN
18		エゾトンボ		—	—	—	—	CR
19		トンボ科	ベッコウトンボ	—	国内	CR	—	CR
20			キトンボ	—	—	—	—	EN
21			ノシメトンボ	—	—	—	—	NT
22			マイコアカネ	—	—	—	—	NT
23			マダラナニワトンボ	—	—	EN	—	CR
24			ミヤマアカネ	—	—	—	—	NT
25	ゴキブリ目		オオゴキブリ科	オオゴキブリ	—	—	—	—
26	カマキリ目	カマキリ科	ヒナカマキリ	—	—	—	—	NT
27			ウスバカマキリ	—	—	DD	—	—
28	カワゲラ目	アミメカワゲラ科	フライソニアミメカワゲラ	—	—	NT	—	—
29	バッタ目	カマドウマ科	チビクチキウマ	—	—	—	—	DD
30			ミカワクチキウマ	—	—	—	—	DD
31		クツワムシ科	タイワンクツワムシ	—	—	—	—	NT
32		ヒシバッタ科	ギフヒシバッタ	—	—	—	—	DD
33	ナナフシ目	ナナフシ科	エダナナフシ	—	—	—	—	DD
34	カメムシ目	アカジマウンカ科	ニホンアカジマウンカ	—	—	—	—	NT
35		グンバイウンカ科	ハウチワウンカ	—	—	VU	—	—
36		ヨコバイ科	スナヨコバイ	—	—	NT	—	—
37		サシガメ科	ハリサシガメ	—	—	NT	—	—
38			フタオビマダラカモドキサシガメ	—	—	DD	—	—
39		ハナカメムシ科	ヒラタハナカメムシ	—	—	NT	—	—
40			ズイムシハナカメムシ	—	—	NT	—	—
41		ツチカメムシ科	シロヘリツチカメムシ	—	—	NT	—	—
42		アメンボ科	オオアメンボ	—	—	—	—	NT
43			エサキアメンボ	—	—	NT	—	NT
44		イトアメンボ科	イトアメンボ	—	—	VU	—	VU
45	カタビロアメンボ科	オヨギカタビロアメンボ	—	—	NT	—	NT	

第 3.1-43 表(2) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠							
				国			県・関係市				
				①	②	③	④	⑤			
46	カメムシ目	ミズムシ科	ホッケミズムシ	—	—	NT	—	NT			
47			ミヤケミズムシ	—	—	NT	—	—			
48		コオイムシ科	コオイムシ	—	—	NT	—	—			
49			タガメ	—	国二	VU	—	EN			
50		タイコウチ科	タイコウチ	—	—	—	—	NT			
51			ヒメタイコウチ	—	—	—	—	NT			
52			ミズカマキリ	—	—	—	—	NT			
53		ナベブタムシ科	ナベブタムシ	—	—	—	—	NT			
54		コバンムシ科	コバンムシ	—	国二	EN	—	CR			
55		ヘビトンボ目	センブリ科	ヤマトセンブリ	—	—	DD	—	—		
56	トビケラ目	ナガレトビケラ科	オオナガレトビケラ	—	—	NT	—	NT			
57		ヒゲナガトビケラ科	モセリーヒゲナガトビケラ	—	—	—	—	NT			
58			ギンボシツツトビケラ	—	—	NT	—	—			
59		ホソバトビケラ科	イトウホソバトビケラ	—	—	—	—	NT			
60		フトヒゲトビケラ科	ヒトスジキソトビケラ	—	—	—	—	VU			
61		チョウ目	スカシバガ科	アシナガモモプトスカシバ	—	—	VU	—	—		
62	ボクトウガ科		ハイイロボクトウ	—	—	NT	—	—			
63	マダラガ科		ヤホシホソマダラ	—	—	NT	—	—			
64	セセリチョウ科		ホシチャバネセセリ	ホシチャバネセセリ	—	—	EN	—	CR		
65				ホソバセセリ	—	—	—	—	VU		
66				ギンイチモンジセセリ	—	—	NT	—	NT		
67				コキマダラセセリ	—	—	—	—	EN		
68				ミヤマチャバネセセリ	—	—	—	—	EN		
69				チャマダラセセリ	—	—	EN	—	CR		
70				スジグロチャバネセセリ 北海道・本州・九州亜種	—	—	NT	—	EN		
71				シジミチョウ科	オナガシジミ	オナガシジミ	—	—	—	—	NT
72						エゾミドリシジミ	—	—	—	—	VU
73						オオミドリシジミ	—	—	—	—	NT
74	ハヤシミドリシジミ		—			—	—	—	CR		
75	ミヤマカラスシジミ		—			—	—	—	CR		
76	ウラクロシジミ		—			—	—	—	VU		
77	ゴマシジミ本州中部亜種		—			国内	CR	—	CR		
78	ヒメシジミ本州・九州亜種		—			—	NT	—	CR		
79	ムモンアカシジミ		—			—	—	—	EN		
80	フジミドリシジミ		—			—	—	—	VU		
81	タテハチョウ科		ウラギンスジヒョウモン	ウラギンスジヒョウモン	—	—	VU	—	VU		
82				オオウラギンスジヒョウモン	—	—	—	—	NT		
83				ヒメヒカゲ本州西部亜種	—	—	EN	希少	EN		
84				キマダラモドキ	—	—	NT	—	DD		
85				クロヒカゲモドキ	—	—	EN	—	EN		
86				ヒョウモンモドキ	—	国内	CR	—	EX		
87				オオヒカゲ	—	—	—	—	NT		
88				オオムラサキ	—	—	NT	—	NT		
89				ウラナミジャノメ本土亜種	—	—	VU	—	VU		
90				アゲハチョウ科	ギフチョウ	—	—	VU	—	VU	
91	シロチョウ科	ツマグロキチョウ	ツマグロキチョウ	—	—	EN	—	NT			
92			スジボソヤマキチョウ	—	—	—	—	CR			
93			ヤマキチョウ	—	—	EN	—	—			
94	アゲハモドキガ科	フジキオビ	—	—	—	—	NT				
95	シャクガ科	クワトゲエダシャク	—	—	NT	—	—				

第 3.1-43 表(3) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
96	チョウ目	ヤママユガ科	オナガミズアオ本土亜種	—	—	NT	—	—
97		スズメガ科	スキバホウジャク	—	—	VU	—	—
98		シャチホコガ科	クワヤマエグリシャチホコ	—	—	NT	—	—
99		ヒトリガ科	マエアカヒトリ	—	—	NT	—	—
100			ヤネホソバ	—	—	NT	—	—
101			シロホソバ	—	—	NT	—	—
102		ドクガ科	スゲドクガ	—	—	NT	—	—
103			ミヤノスゲドクガ	—	—	VU	—	—
104		ヤガ科	ウスズミケンモン	—	—	NT	—	—
105			クビグロケンモン	—	—	NT	—	—
106			マダラウスズミケンモン	—	—	—	—	DD
107			アカヘリヤガ	—	—	NT	—	—
108			ガマヨトウ	—	—	VU	—	—
109			コシロシタバ	—	—	NT	—	—
110			カバフキシタバ	—	—	—	—	NT
111			カギモンハナオИАツバ	—	—	NT	—	—
112			エゾスジヨトウ	—	—	VU	—	NT
113			サヌキキリガ	—	—	—	—	NT
114			シラユキコヤガ	—	—	VU	—	NT
115			ウスミミモンキリガ	—	—	NT	—	—
116			キスジウスキヨトウ	—	—	VU	—	NT
117	キシタアツバ		—	—	NT	—	—	
118	ミスジキリガ	—	—	NT	—	—		
119	ウスベニキヨトウ	—	—	—	—	DD		
120	オオチャバネヨトウ	—	—	VU	—	NT		
121	ギンモンアカヨトウ	—	—	VU	—	—		
122	ハエ目	ハネカ科	カスミハネカ	—	—	DD	—	—
123		ハルカ科	ハマダラハルカ	—	—	DD	—	—
124		クサアブ科	ネグロクサアブ	—	—	DD	—	—
125	コウチュウ目	オサムシ科	チョウセンゴモクムシ	—	—	VU	—	—
126			ケベリマルクビゴミムシ	—	—	EN	—	EX
127			イグチケブカゴミムシ	—	—	NT	—	—
128			ダンドナガゴミムシ	—	—	—	—	EN
129			セトナガゴミムシ	—	—	—	—	EN
130			オオヒョウタンゴミムシ	—	—	NT	—	VU
131		ハンミョウ科	アイヌハンミョウ	—	—	NT	—	VU
132		ゲンゴロウ科	キボシケシゲンゴロウ	—	—	DD	—	—
133			クロゲンゴロウ	—	—	NT	—	VU
134			ゲンゴロウ	—	国二	VU	—	CR
135			シマゲンゴロウ	—	—	NT	—	CR
136			サメハダマルケシゲンゴロウ	—	—	—	—	NT
137			ケシゲンゴロウ	—	—	NT	—	—
138			ケベリクロヒメゲンゴロウ	—	—	NT	—	—
139			キボシツブゲンゴロウ	—	—	NT	—	—
140			コウベツブゲンゴロウ	—	—	NT	—	—
141			ルイスツブゲンゴロウ	—	—	VU	—	—
142			シャープツブゲンゴロウ	—	—	NT	—	—
143			マルチビゲンゴロウ	—	—	NT	—	NT
144			ケベリマメゲンゴロウ	—	—	NT	—	—

第 3.1-43 表(4) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				国			県・関係市		
				①	②	③	④	⑤	
145	コウチュウ目	ミズスマシ科	オオミズスマシ	—	—	NT	—	EN	
146			コミズスマシ	—	—	EN	—	CR	
147			ミズスマシ	—	—	VU	—	CR	
148			コオナガミズスマシ	—	—	VU	—	NT	
149		コガシラミズムシ科	クロホシコガシラミズムシ	—	—	VU	—	CR	
150			ヒメコガシラミズムシ	—	—	—	—	EN	
151			マダラコガシラミズムシ	—	—	VU	—	NT	
152		コツブゲンゴロウ科	キボシチビコツブゲンゴロウ	—	—	EN	—	NT	
153		カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ	—	—	—	—	VU	
154		マルドロムシ科	セスジマルドロムシ	—	—	VU	—	—	
155		ホソガムシ科	ヤマトホソガムシ	—	—	NT	—	EN	
156		ガムシ科	マルヒラタガムシ	—	—	NT	—	—	
157			スジヒラタガムシ	—	—	NT	—	—	
158			コガムシ	—	—	DD	—	—	
159			エゾコガムシ	—	—	NT	—	—	
160			ガムシ	—	—	NT	—	CR	
161			シジミガムシ	—	—	EN	—	—	
162			エンマムシ科	クロエンマムシ	—	—	—	—	DD
163				エンマムシ	—	—	—	—	DD
164		クワガタムシ科	オオクワガタ	—	—	VU	—	CR	
165			ヒメオオクワガタ	—	—	—	—	CR	
166		コガネムシ科	アカマダラハナムグリ	—	—	DD	—	NT	
167			オオフタホシマグソコガネ	—	—	—	—	EN	
168			ヨツボシマグソコガネ	—	—	—	—	NT	
169			クロモンマグソコガネ	—	—	NT	—	EX	
170			クロカナブン	—	—	—	—	NT	
171			トラハナムグリ	—	—	—	—	DD	
172		ヒメドロムシ科	アヤスジミゾドロムシ	—	—	EN	—	—	
173			ヨコミゾドロムシ	—	—	VU	—	NT	
174			クロサワドロムシ	—	—	—	—	VU	
175			ケスジドロムシ	—	—	VU	—	—	
176		タマムシ科	トゲフタオタマムシ	—	—	—	—	NT	
177			クロマダラタマムシ	—	—	—	—	VU	
178		コメツキムシ科	サトヤマシモフリコメツキ	—	—	—	—	NT	
179			ツヤヒラタコメツキ	—	—	—	—	VU	
180			ジュウジミズギワコメツキ	—	—	—	—	NT	
181		ホタル科	ヘイケボタル	—	—	—	—	DD	
182		オオキノコムシ科	オオキノコムシ	—	—	—	—	NT	
183		ナガクチキムシ科	ミスジナガクチキ	—	—	—	—	CR	
184		アカハネムシ科	オカモトツヤアナハネムシ	—	—	—	—	CR	
185		ゴミムシダマシ科	ヒメカクスナゴミムシダマシ	—	—	—	—	EN	
186		カミキリムシ科	ヨコヤマヒゲナガカミキリ	—	—	—	—	NT	
187	ヒラヤマコブハナカミキリ		—	—	—	—	NT		
188	クビアカハナカミキリ		—	—	—	—	VU		
189	ヒメヨツスジハナカミキリ		—	—	—	—	EN		
190	クロホソコバネカミキリ		—	—	—	—	NT		
191	オオホソコバネカミキリ		—	—	—	—	NT		
192	ベニバハナカミキリ		—	—	—	—	DD		
193	セダカコブヤハズカミキリ		—	—	—	—	NT		
194	トサヒメハナカミキリ		—	—	—	—	NT		
195	ヤマトヒメハナカミキリ		—	—	—	—	NT		
196	コトラカミキリ	—	—	NT	—	—			

第 3.1-43 表(5) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
197	コウチュウ目	カミキリムシ科	チャイロヒメコブハナカミキリ	—	—	—	—	CR
198			フタコブルリハナカミキリ	—	—	—	—	NT
199			ヨツボシカミキリ	—	—	EN	—	EN
200			ヒメアカハナカミキリ	—	—	—	—	DD
201		ハムシ科	オオルリハムシ	—	—	NT	—	—
202			カツラネクイハムシ	—	—	—	—	VU
203			キオビクビボソハムシ	—	—	—	—	DD
204			キヌツヤミズクサハムシ	—	—	—	—	NT
205			ヒメカバノキハムシ	—	—	—	—	DD
206		ミツギリゾウムシ科	チャバネホソミツギリゾウムシ	—	—	DD	—	—
207		ゾウムシ科	カギアシゾウムシ	—	—	—	—	DD
208			チビコバンゾウムシ	—	—	—	—	DD
209		チビゾウムシ科	ヒンチビゾウムシ	—	—	—	—	NT
210	ハチ目	コンボウハバチ科	ホシアシブトハバチ	—	—	DD	—	—
211		ハバチ科	ルリコシアカハバチ	—	—	DD	—	—
212		ヤドリキバチ科	トサヤドリキバチ	—	—	DD	—	—
213		クビナガキバチ科	アカズクビナガキバチ	—	—	—	—	NT
214		コマユバチ科	ウマノオバチ	—	—	NT	—	NT
215		セイボウ科	フタツバトゲセイボウ	—	—	—	—	NT
216			オオセイボウ	—	—	DD	—	—
217		アリ科	ケブカツヤオオアリ	—	—	DD	—	—
218			トゲアリ	—	—	VU	—	—
219		スズメバチ科	キオビホオナガスズメバチ	—	—	DD	—	—
220			ヤマトアシナガバチ	—	—	DD	—	—
221			モンズズメバチ	—	—	DD	—	—
222		クモバチ科	アケボノクモバチ	—	—	DD	—	—
223			スギハラクモバチ	—	—	DD	—	—
224			フタモンクモバチ	—	—	NT	—	—
225			アオスジクモバチ	—	—	DD	—	—
226		ギングチバチ科	ガロアギングチ	—	—	DD	—	—
227			ササキリギングチ	—	—	NT	—	NT
228			アカオビケラトリバチ	—	—	NT	—	—
229			コウライクモカリバチ	—	—	DD	—	—
230			ニトベギングチ	—	—	DD	—	—
231		キュビギングチ	—	—	DD	—	—	
232		ドロバチモドキ科	ニッポントゲアワフキバチ	—	—	DD	—	—
233			ヤマトスナハキバチ本土亜種	—	—	DD	—	—
234			ニッポンハナダカバチ	—	—	VU	—	NT
235			キアシハナダカバチモドキ	—	—	VU	—	—
236		アリマキバチ科	カラトイスカバチ	—	—	DD	—	—
237		アナバチ科	フジジガバチ	—	—	NT	—	—
238			キゴシジガバチ	—	—	—	—	NT
239		ヒメハナバチ科	ヤスマツヒメハナバチ	—	—	DD	—	—
240		ミツバチ科	クロマルハナバチ	—	—	NT	—	—
241			ナミルリモンハナバチ	—	—	DD	—	—
242		ハキリバチ科	キヌゲハキリバチ	—	—	—	—	NT
243			クズハキリバチ	—	—	DD	—	—
244	マイマイツツハナバチ		—	—	DD	—	—	
合計	13 目	94 科	244 種	0 種	6 種	154 種	1 種	154 種

- 注：1. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-37 表に基づくものであり、「—」は該当しないことを示す。  
 2. 分類及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 7 年度生物リスト」（国土交通省、2025 年）に準拠した。  
 3. ヒナカマキリは、ヒメカマキリ又はサツマヒメカマキリの可能性がある。  
 4. ヒメヒカゲは、「指定希少野生動物種の指定」（平成 22 年愛知県告示 236 号）において亜種の定めなく指定希少野生動物に指定されている。

⑦ 重要なクモ類の概況

既存資料において確認された重要なクモ類は、第3.1-44表のとおり1目14科34種であった。

第3.1-44表 クモ類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
1	クモ目	ジグモ科	ワスレナグモ	—	—	NT	—	VU
2		カネコトタテグモ科	カネコトタテグモ	—	—	NT	—	VU
3		トタテグモ科	キノボリトタテグモ	—	—	NT	—	VU
4			キシノウエトタテグモ	—	—	NT	—	VU
5		ヒメグモ科	シロタマヒメグモ	—	—	—	—	EN
6		サラグモ科	キヌキリグモ	—	—	—	—	EN
7			キノボリキヌキリグモ	—	—	—	—	EN
8		アシナガグモ科	チクニドヨウグモ	—	—	—	—	EN
9		コガネグモ科	キジロオヒキグモ	—	—	—	—	EN
10			コケオニグモ	—	—	—	—	EN
11			ニシキオニグモ	—	—	—	—	VU
12			コガネグモ	—	—	—	—	NT
13			トリノフンダマシ	—	—	—	—	NT
14			オオトリノフンダマシ	—	—	—	—	NT
15			シロオビトリノフンダマシ	—	—	—	—	NT
16			アカイロトリノフンダマシ	—	—	—	—	NT
17			トゲグモ	—	—	—	—	VU
18			マメイタイセキグモ	—	—	—	—	EN
19			ムツトゲイセキグモ	—	—	—	—	EN
20			ツシマトリノフンダマシ	—	—	—	—	VU
21			ワクドツキジグモ	—	—	—	—	EN
22			ゲホウグモ	—	—	—	—	NT
23		コモリグモ科	エビチャコモリグモ	—	—	—	—	EN
24			イサゴコモリグモ	—	—	—	—	EN
25			テジロハリゲコモリグモ	—	—	—	—	EN
26			ミナミコモリグモ	—	—	—	—	NT
27		サシアシグモ科	シノビグモ	—	—	—	—	EN
28		キシダグモ科	ババハシリグモ	—	—	—	—	CR
29		ネコグモ科	オビジガバチグモ	—	—	—	—	NT
30		ミヤマシボグモ科	ミヤマシボグモモドキ	—	—	—	—	CR
31		アワセグモ科	アワセグモ	—	—	—	—	EN
32		カニグモ科	アシナガカニグモ	—	—	—	—	VU
33			カトウツケオグモ	—	—	—	—	EN
34			オビボンカニグモ	—	—	—	—	VU
合計	1目	14科	34種	0種	0種	4種	0種	34種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-37表に基づくものであり、「—」は該当しないことを示す。

2. 分類及び並びは、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和7年度生物リスト」(国土交通省、2025年)に準拠した。

⑧ 重要な貝類の概況

既存資料において確認された重要な貝類は、第3.1-45表のとおり8目18科44種であった。

第3.1-45表(1) 貝類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
1	イシガイ目	イシガイ科	ササノハ	—	—	VU	—	CR
2			イシガイ	—	—	—	—	CR
3			カタハガイ	—	国二	VU	—	CR
4			カラスガイ族	—	—	—	—	DD
5	マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ	—	—	VU	—	DD

第 3.1-45 表(2) 貝類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				国			県・関係市		
				①	②	③	④	⑤	
6	アマオブネ目	ゴマオカタニシ科	ゴマオカタニシ	—	—	NT	—	NT	
7		ヤマキサゴ科	ヤマキサゴ	—	—	—	—	VU	
8	ヤマタニシ目	ヤマタニシ科	ピルスプリムシオイ	—	—	—	—	DD	
9	タニシ目	タニシ科	マルタニシ	—	—	VU	—	NT	
10			オオタニシ	—	—	NT	—	—	
11	オニノツノガイ目	カワニナ科	クロダカワニナ	—	—	NT	—	NT	
12	モノアラガイ目	モノアラガイ科	モノアラガイ	—	—	NT	—	DD	
13		ヒラマキガイ科	カワコザラ	—	—	CR	—	DD	
14			ミズコハクガイ	—	—	VU	—	VU	
15			ヒラマキミズマイマイ	—	—	DD	—	NT	
16			トウキョウヒラマキガイ	—	—	DD	—	—	
17			ヒメヒラマキミズマイマイ	—	—	EN	—	DD	
18			ヒラマキモドキ	—	—	NT	—	NT	
19			マイマイ目	ナタネガイ科	ミジンナタネ	—	—	—	—
20	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ		—	—	NT	—	NT	
21	キセルモドキ科	キセルモドキ		—	—	—	—	NT	
22	ミジンマイマイ科	ヒラドマルナタネ		—	—	—	—	NT	
23	キバサナギガイ科	ナタネキバサナギ		—	—	VU	—	VU	
24	キセルガイ科	エルベリギセル		—	—	DD	—	—	
25		オクガタギセル		—	—	NT	—	NT	
26		トノサマギセル		—	—	NT	—	VU	
27		ホソヒメギセル		—	—	VU	—	VU	
28		ホソヤカギセル (エンシュウギセル)		—	—	NT	—	NT	
29		ハチノコギセル		—	—	NT	—	NT	
30		オオギセル		—	—	NT	—	—	
31		ミカワギセル		—	—	NT	—	NT	
32		シタラ科		タカキビ	—	—	NT	—	NT
33				ウラウズタカキビ	—	—	—	—	NT
34	エナクリイロベッコウ			—	—	DD	—	—	
35	ヒゼンキビ			—	—	NT	—	NT	
36	ヒメハリマキビ			—	—	NT	—	NT	
37	ウメムラシタラ			—	—	NT	—	NT	
38	オオウエキビ			—	—	DD	—	—	
39	ヒメカサキビ			—	—	NT	—	NT	
40	ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウ		—	—	DD	—	VU	
41	ナンバンマイマイ科	カドコオオベソマイマイ		—	—	NT	—	NT	
42		ミヤマヒダリマキマイマイ (ヒラヒダリマキマイマイ)		—	—	VU	—	VU	
43		カタマメマイマイ		—	—	VU	—	VU	
44		ビロウドマイマイ		—	—	DD	—	NT	
合計		8 目		18 科	44 種	0 種	1 種	36 種	0 種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-37 表に基づくものであり、「—」は該当しないことを示す。

2. 目及び科の配列と名称は「Biology and Evolution of the Mollusca」で提唱された軟体動物の分類体系と和名の対応／Molluscan Diversity, 6(2).」(福田 宏、2021 年)に、種名及び配列は「岡山県野生生物目録 2019 21 軟体動物門」(岡山県野生動植物調査検討会編、2019 年)、「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドリストあいち 2025 (動物)」(愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)等に準拠した。

3. 「カラスガイ族」は、文献調査で「ドブガイ」の記載であったが、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 種の同定に当たっての参考文献および留意事項 底生動物」(国土交通省ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)に従い、「カラスガイ族」とした。

### (3) 注目すべき生息地

注目すべき生息地は、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、既存資料より第 3.1-46 表の選定根拠に基づき学術上又は希少性の観点から選定した。

対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき生息地は、第 3.1-47 表及び第 3.1-9 図のとおりである。「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）等によれば、注目すべき生息地として「濃尾平野外縁部のため池群」及び「濃尾平野外縁部」が分布する。

第 3.1-46 表 注目すべき生息地の選定根拠

	選定根拠	選定基準（略称・記号）	参考文献等
国	①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により指定されているもの	国指定特別天然記念物（特天） 国指定天然記念物（国天）	「国指定文化財等データベース」（文化庁ウェブサイト）
	②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）により指定されているもの	生息地等保護区	「生息地等保護区一覧」（環境省ウェブサイト）
	③「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）により登録されているもの	ラムサール条約湿地	「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ウェブサイト）
	④「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」により選定されているもの	重要湿地	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ウェブサイト）
	⑤IBA（Important Bird Areas）プログラム（国際的な鳥類保護組織である Bird Life International が、世界 100 ヶ国以上の加盟団体と共同実施している事業）により選定されているもの	IBA 基準生息地	「IBA 白書 2010」（財団法人日本野鳥の会、2010 年）
	⑥KBA（Key Biodiversity Area）生物多様性保全の鍵になる重要な地域に選定されているもの	KBA	「KBA マップ」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパンウェブサイト）
県・関係市	⑦地方公共団体により指定されているもの	愛知県指定天然記念物（県天） 豊田市指定天然記念物（豊天） 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づき指定されている生息地等保護区（指定）	「文化財ナビ愛知」（愛知県ウェブサイト） 「豊田市の文化財（指定・登録・選定）」（豊田市ウェブサイト） 「条例に基づく希少野生動植物の保護」（愛知県ウェブサイト）

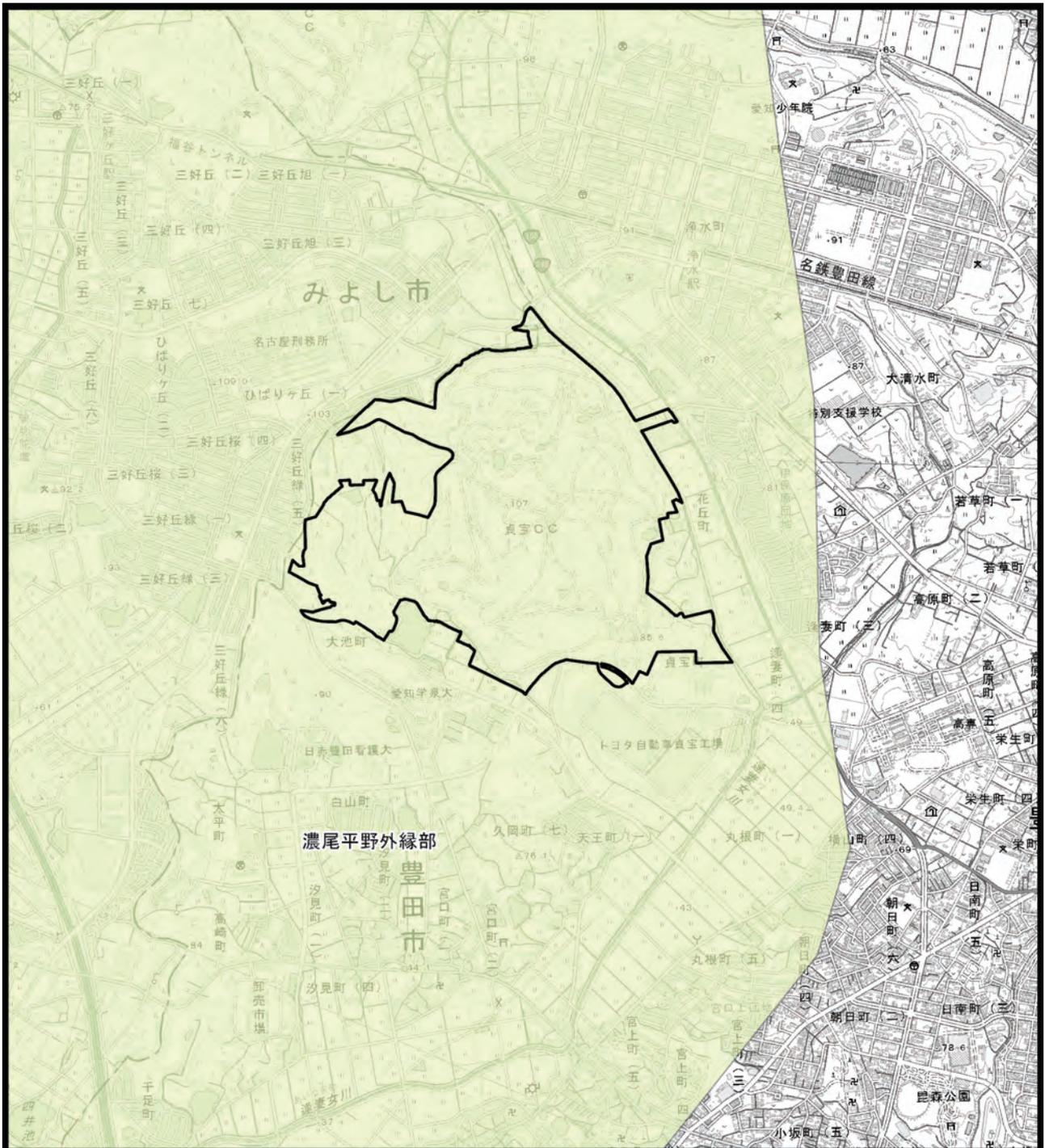
注：各ウェブサイトの閲覧月は、すべて 2025 年 11 月である。

第 3.1-47 表 注目すべき生息地

名 称	選定根拠							備 考
	国						県・ 関係市	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
濃尾平野外縁部のため池群	—	—	—	重要 湿地	—	—	—	濃尾平野外縁部のため池群は、ため池群や氾濫原が貴重な種の生息地として重要湿地に選定されている。
濃尾平野外縁部	—	—	—	—	—	KBA	—	愛知県みよし市、愛知県豊田市を含む範囲が、保護区として KBA に選定されている。

注：選定根拠の欄の記号は、第 3.1-46 表に基づくものであり、「—」は該当しないことを示す。

- 「国指定文化財等データベース」（文化庁ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
「生息地等保護区一覧」（環境省ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
「IBA 白書 2010」（財団法人日本野鳥の会、2010 年）  
「KBA マップ」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパンウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
「文化財ナビ愛知」（愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
「豊田市の文化財（指定・登録・選定）」（豊田市ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
「条例に基づく希少野生動植物の保護」（愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）
- より作成



凡例

- 対象事業実施区域
- 注目すべき生息地

注：「濃尾平野外縁部のため池群」については、明確な位置が図示されていないことから位置は示していない。

〔「KBA マップ」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンウェブサイト、2025年11月閲覧)より作成〕



第 3.1-9 図 注目すべき生息地の位置

## 2. 植物の生育の状況

植物の生育の状況は、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020 (植物)」(愛知県、2020年)及び「愛知県の生物多様性 グリーンデータブックあいち 2017 (維管束植物編)」(愛知県、2017年)等の既存資料により整理した。

### (1) 植物相の概要

植物相の概要は、第3.1-48表のとおりである。既存資料ではシダ植物254種、裸子植物25種、基部被子植物群49種、単子葉類599種、真正双子葉類1,470種、合計193科2,397種が確認されている。

第3.1-48表 陸域の植物相の概要

分類		確認種	科数	種数	
維管束植物	シダ植物	トウゲシバ(広義)、ホソバトウゲシバ、スギラン、スギナ、オオハナワラビ、マツバラシ、クジャクシダ、イノモトソウ、イヌワラビ、ヘラシダ、オクマワラビ、ヒトツバ等	27	254	
	種子植物	裸子植物	イチヨウ、モミ、ヒマラヤスギ、アカマツ、クロマツ、イヌマキ、ヒノキ、スギ、コウヨウザン、オキアガリネズ、メタセコイア、イチイ、カヤ等	6	25
		基部被子植物群	ジュンサイ、コウホネ、シキミ、マツブサ、ヒトリシズカ、カンアオイ、コブシ、シデコブシ、クスノキ、ヤブニッケイ、クロモジ、シロダモ等	9	49
		単子葉類	ショウブ、セキショウ、ウキクサ、イワショウブ、ヘラオモダカ、スプタ、トチカガミ、イトモ、ヤマノイモ、エンレイソウ、チゴユリ、シラン、エンシュウムヨウラン、ヒメヒオウギズイセン、ノカンゾウ、ハラシ、シュロ、マルバツユクサ、ミクリ、コガマ、ホシクサ、コウガイゼキショウ、ウキヤガラ、アゼナルコ、ホタルイ、ハナヌカススキ、ニワホコリ、キシウウスズメノヒエ、ミヤコザサ、セイバンモロコシ、ナギナタガヤ、シバ等	33	599
		真正双子葉類	フサザクラ、ムラサキケマン、ミツバアケビ、アオツツラフジ、ヘビノボラズ、ボタンヅル、アワブキ、ハス、ツゲ、ヤマシャクヤク、コウヤミズキ、ユズリハ、キバナハナネコノメ、ベンケイソウ、タコノアシ、オオフサモ、ノブドウ、クサネム、クズ、ヤハズエンドウ、カキノハグサ、ツルグミ、ケンボナシ、アカソ、ウラジロノキ、カナメモチ、ブナ、ヤマモモ、オニグルミ、ヤシャブシ、シダレヤナギ、コスミレ、オトギリソウ、ゲンノショウコ、サルスベリ、ウスゲチョウジタデ、ゴンズイ、ツタウルシ、ウリカエデ、カラスザンショウ、センダン、アオギリ、ミズタガラシ、スイバ、トウカイコモウセンゴケ、コハコベ、ミツバツツジ、ムラサキセンブリ、コヒルガオ、イヌホオズキ、ヒトツバタゴ、クサギ、イヌタヌキモ、クロガネモチ、イワニガナ、タニウツギ等	118	1,470
合計			193	2,397	

注：分類及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和7年度生物リスト」(国土交通省、2025年)に準拠した。

「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020 (植物)」(愛知県、2020年)  
 「愛知県の生物多様性 グリーンデータブックあいち 2017 (維管束植物編)」(愛知県、2017年)  
 「豊田市で確認された生物種」(豊田市、2024年) より作成

## (2) 植生の概要

対象事業実施区域及びその周囲における現存植生の概要は、第 3.1-49 表、現存植生図は第 3.1-10 図、植生自然度図は第 3.1-11 図のとおりである。

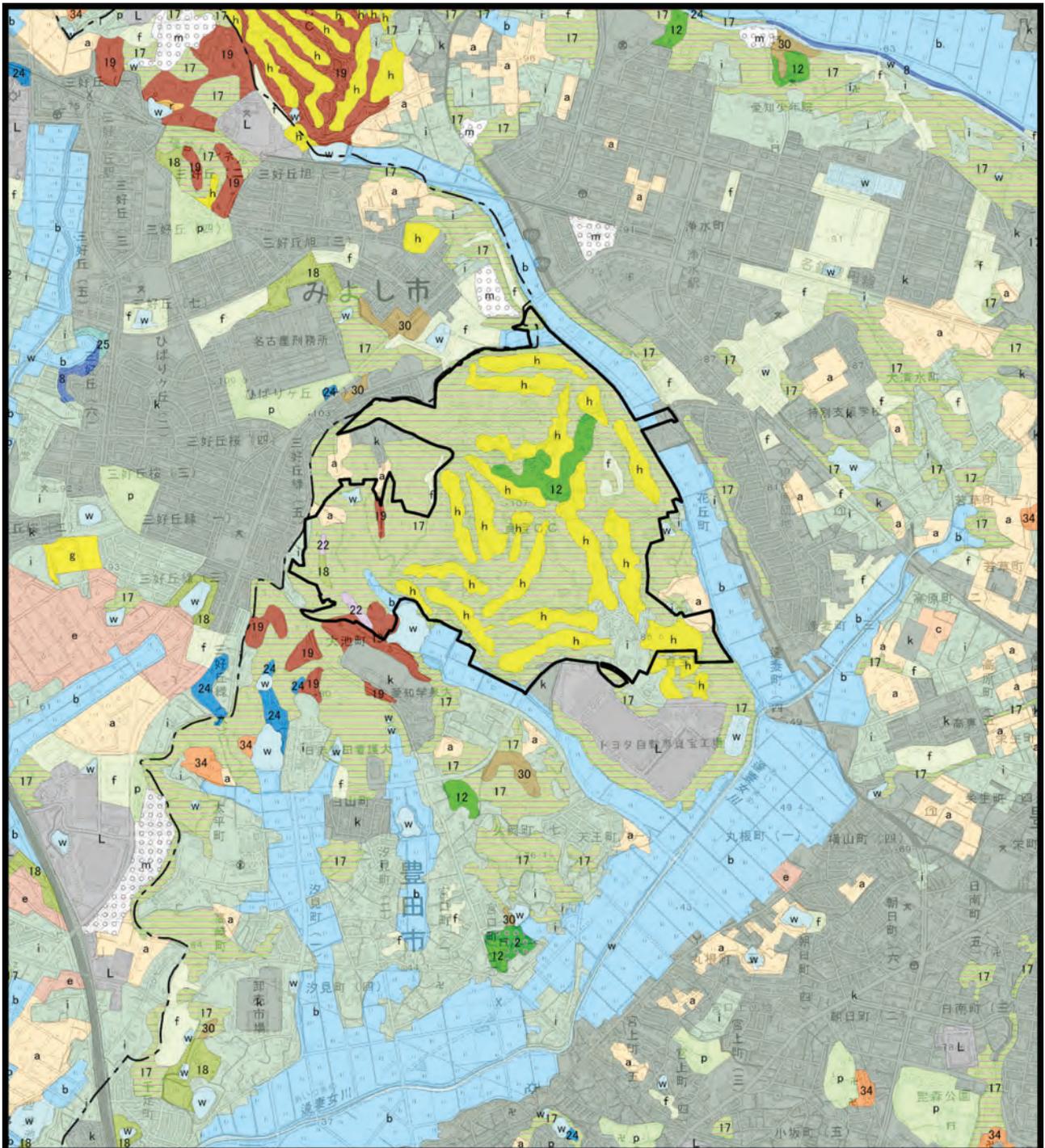
現存植生図によれば、対象事業実施区域では主に「ケネザサーコナラ群集」、「ゴルフ場・芝地」及び「シイ・カシ二次林」が広がっている。また、一部「アカメガシワーカラスザンショウ群落」、「水田雑草群落」等もみられる。

また、植生自然度図によれば、対象事業実施区域及びその周囲において最も高い植生自然度は、「ヌマガヤオーダー」、「ヨシクラス」及び「ツルヨシ群集」の「10」である。

第 3.1-49 表 現存植生の概要

植生区分	大区分	中細区分	植生自然度
ヤブツバキクラス域 自然植生	常緑広葉樹林	カナメモチーコジイ群集	9
	河辺林	ヤナギ高木群落 (VI)	9
ヤブツバキクラス域 代償植生	常緑広葉樹二次林	シイ・カシ二次林	8
	落葉広葉樹二次林	ケネザサーコナラ群集	7
		アカメガシワーカラスザンショウ群落	6
常緑針葉樹二次林	モチツツジアカマツ群集	7	
河辺・湿原・塩沼地・ 砂丘植生等	湿原・河川・池沼植生	ヌマガヤオーダー	10
		ヨシクラス	10
		ツルヨシ群集	10
植林地、耕作地植生	植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林	6
	竹林	竹林	3
	牧草地・ゴルフ場・芝地	ゴルフ場・芝地	4
		牧草地	2
	耕作地	路傍・空地雑草群落	4
		放棄畑雑草群落	4
		果樹園	3
		畑雑草群落	2
		水田雑草群落	2
その他	市街地等	市街地	1
		緑の多い住宅地	2
		残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	3
		工場地帯	1
		造成地	1
		開放水域	—
		自然裸地	—

「1/2.5 万植生図の新たな植生自然度について」(環境省、2016 年)  
「生物多様性情報システム第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植物調査」  
(環境省ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧) より作成

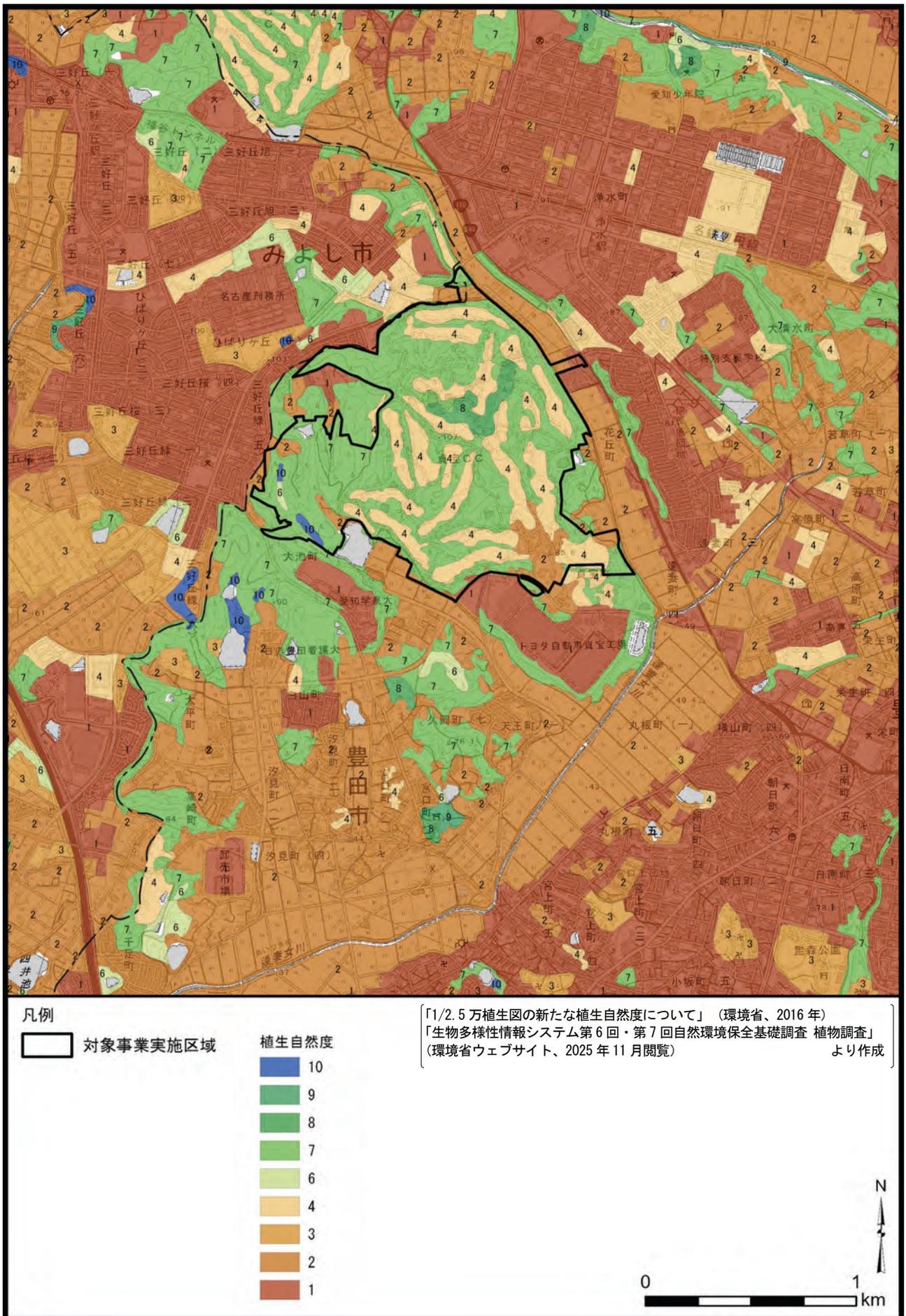


凡例 「生物多様性情報システム第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植物調査」(環境省ウェブサイト、2025年11月閲覧)より作

対象事業実施区域	25 ツルヨシ群集	b 水田雑草群落
23 カナメモチーコジ群集	30 スギ・ヒノキ・サワラ植林	k 市街地
8 ヤナギ高木群落 (V I)	34 竹林	i 緑の多い住宅地
12 シイ・カシ二次林	h ゴルフ場・芝地	p 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
17 ケネザサーコナラ群集	g 牧草地	L 工場地帯
18 アカメガシワーカーラズザンショウ群落	f 路傍・空地雑草群落	m 造成地
19 モチツツジアカマツ群集	c 放棄畑雑草群落	w 開放水域
22 スマガヤオーダー	e 果樹園	r 自然裸地
24 ヨシクラス	a 畑雑草群落	



第 3.1-10 図 現存植生図



第 3.1-11 図 植生自然度図

### (3) 植物の重要な種

植物の重要な種は、「① 植物相の概要」で確認された種について、第 3.1-50 表の選定根拠に基づき学術上又は希少性の観点から選定した。その結果は、第 3.1-51 表のとおりであり、マツバラシ、カザグルマ、ウラギク等 106 科 388 種が確認されている。

第 3.1-50 表 陸域の植物の重要な種の選定根拠

	選定根拠	選定基準（略称・記号）	参考文献等
国	①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により指定されているもの	国指定特別天然記念物（特天） 国指定天然記念物（国天）	「国指定文化財等データベース」（文化庁ウェブサイト）
	②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）により指定されているもの	国内希少野生動植物種（国内） 特定第一種国内希少野生動植物種（国一） 特定第二種国内希少野生動植物種（国二） 国際希少野生動植物種（国際） 緊急指定種（緊急）	「国内希少野生動植物種一覧」（環境省ウェブサイト）
	③「環境省レッドリスト 2025」に取り上げられているもの	絶滅（EX） 野生絶滅（EW） 絶滅危惧I類（CR+EN） 絶滅危惧IA類（CR） 絶滅危惧IB類（EN） 絶滅危惧II類（VU） 準絶滅危惧（NT） 情報不足（DD）	「環境省レッドリスト 2025 の公表について」（環境省ウェブサイト）
県・関係市	④地方公共団体により指定されているもの	愛知県指定天然記念物（県天） 豊田市指定天然記念物（豊天） 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づき指定されている指定希少野生動植物種（希少）	「文化財ナビ愛知」（愛知県ウェブサイト） 「豊田市の文化財（指定・登録・選定）」（豊田市ウェブサイト） 「条例に基づく希少野生動植物の保護」（愛知県ウェブサイト）
	⑤「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドリスト あいち 2025（植物）」に取り上げられているもの	絶滅（EX） 絶滅危惧IA類（CR） 絶滅危惧IB類（EN） 絶滅危惧II類（VU） 準絶滅危惧（NT） 情報不足（DD）	「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドリストあいち 2025（植物）」（愛知県ウェブサイト）

注：上記ウェブサイトの閲覧月は、すべて 2025 年 11 月である。

第 3.1-51 表(1) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
1	シダ植物	ヒカゲノカズラ科	ヤチスギラン	—	—	—	—	CR
2			アスヒカズラ	—	—	—	—	VU
3			スギラン	—	—	VU	—	VU
4		イワヒバ科	ヒメクラマゴケ	—	—	—	—	VU
5			イヌカタヒバ	—	—	VU	—	—
6		ミズニラ科	ミズニラ	—	—	NT	—	NT
7		トクサ科	イヌスギナ	—	—	—	—	VU
8		ハナヤスリ科	シチトウハナワラビ	—	—	—	—	CR
9			ナガホノナツノハナワラビ	—	—	—	—	NT
10			ヒロハハナヤスリ	—	—	—	—	VU
11		マツバラ科	マツバラ	—	—	NT	—	VU
12		コケシノブ科	コケホラゴケ	—	—	NT	—	VU
13			ミカワコケシノブ	—	—	EN	—	VU
14		デンジソウ科	デンジソウ	—	—	NT	—	CR
15		サンショウモ科	オオアカウキクサ	—	—	EN	—	CR
16			アカウキクサ	—	—	EN	—	CR
17			サンショウモ	—	—	NT	—	EN
18		キジノオシダ科	ヤマソテツ	—	—	—	—	VU
19		コバノイシカグマ科	イシカグマ	—	—	—	—	NT
20		イノモトソウ科	タキミシダ	—	—	VU	—	EN
21			ミカワイワガネ	—	—	—	—	EN
22			ナカミシシラン	—	—	—	—	EN
23			マツサカシダ	—	—	—	—	EN
24		チャセンシダ科	ヒノキシダ	—	—	—	—	EN
25			コタニワタリ	—	—	—	—	EN
26		ヒメシダ科	ミヤマワラビ	—	—	—	—	NT
27			ニッコウシダ	—	—	—	—	CR
28		シシガシラ科	オオカグマ	—	—	—	—	EN
29		メシダ科	ホソバシケチシダ	—	国内	EN	—	—
30			ウスバシケシダ	—	—	VU	—	VU
31			アサマシケシダ	—	—	—	—	VU
32			コヒロハシケシダ	—	—	—	—	VU
33			ミヤマシケシダ (狭義)	—	—	—	—	VU
34			ミドリワラビ	—	—	—	—	CR
35			ウスバミヤマノコギリシダ	—	—	—	—	VU
36		オシダ科	ツクシイワヘゴ	—	—	—	—	NT
37			シラネワラビ	—	—	—	—	NT
38			サクライカグマ	—	—	—	—	CR
39			ヌカイタチシダ	—	—	—	—	NT
40			ワカナシダ	—	—	—	—	EN
41			オワセベニシダ	—	—	—	—	VU
42			ナガサキシダ	—	—	—	—	CR
43			ホソイノデ	—	—	—	—	EN
44		ウラボシ科	ホテイシダ	—	—	—	—	NT
45			クラガリシダ	—	—	EN	—	EN
46			ミカワノキシノブ	—	—	—	—	EN
47			オオクボシダ	—	—	—	—	NT
48			イワオモダカ	—	—	—	—	EN
49	裸子植物	コウヤマキ科	コウヤマキ	—	—	—	—	NT
50		ヒノキ科	ネズミサシ	—	—	—	—	NT
51		イチイ科	イチイ	—	—	—	—	EN

第 3.1-51 表(2) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
52	基部被子植物群	スイレン科	コウホネ	—	—	—	—	EN
53			ヒメコウホネ	—	—	CR	—	CR
54		ウマノスズクサ科	オオバウマノスズクサ	—	—	—	—	VU
55		モクレン科	シデコブシ	—	—	NT	—	VU
56		クスノキ科	ニッケイ	—	—	NT	—	—
57		単子葉類	サトイモ科	キンダマムシグサ	—	—	—	—
58	ヤマトテンナンショウ			—	—	—	—	EN
59	ユモトマムシグサ			—	—	—	—	EN
60	ミクニテンナンショウ			—	—	—	—	EN
61	ミヤママムシグサ			—	—	—	—	EN
62	チシマゼキショウ科			イワショウブ	—	—	—	—
63	オモダカ科		マルバオモダカ	—	—	VU	—	EN
64			アギナシ	—	—	NT	—	—
65	トチカガミ科		セトヤナギスブタ	—	—	CR	—	CR
66			マルミスブタ	—	—	VU	—	VU
67			スブタ	—	—	VU	—	CR
68			ヤナギスブタ	—	—	—	—	NT
69			トチカガミ	—	—	NT	—	EN
70			ムサシモ	—	—	EN	—	EN
71			ヒロハトリゲモ	—	—	NT	—	VU
72			イトトリゲモ	—	—	NT	—	NT
73			オオトリゲモ	—	—	—	—	NT
74			ミズオオバコ	—	—	NT	—	—
75	シバナ科		シバナ	—	—	NT	—	NT
76	ヒルムシロ科		イトモ	—	—	NT	—	NT
77			コバノヒルムシロ	—	—	VU	—	—
78			ヒルムシロ	—	—	—	—	NT
79			センニンモ	—	—	—	—	EX
80			オヒルムシロ	—	—	—	—	VU
81			ツツイトモ	—	—	VU	—	—
82	カワツルモ科		カワツルモ	—	—	NT	—	NT
83	サクライソウ科		サクライソウ	—	—	EN	—	CR
84	ヒナノシヤクジョウ科		ヒナノシヤクジョウ	—	—	—	—	NT
85	ヤマノイモ科		ウチワドコロ	—	—	—	—	VU
86			キクバドコロ	—	—	—	—	VU
87	ホンゴウソウ科		ホンゴウソウ	—	—	NT	—	—
88	シュロソウ科		エンレイソウ	—	—	—	—	EN
89			ミカワバイケイソウ	—	—	VU	—	EN
90	ラン科		ヒナラン	—	—	VU	—	CR
91			イワチドリ	—	—	EN	—	EN
92			シラン	—	—	NT	—	NT
93			マメヅタラン	—	—	NT	—	—
94			ムギラン	—	—	NT	—	—
95			エビネ	—	—	NT	—	NT
96			ナツエビネ	—	—	VU	—	VU
97			サルメンエビネ	—	—	VU	—	CR
98			キンラン	—	—	NT	—	NT
99			ササバギンラン	—	—	—	—	NT
100			ユウシュンラン	—	—	NT	—	VU
101			カンラン	—	—	CR	—	EX
102	マヤラン		—	—	VU	—	CR	

第 3.1-51 表(3) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠						
				国			県・関係市			
				①	②	③	④	⑤		
103	単子葉類	ラン科	クマガイソウ	—	—	VU	—	VU		
104			イチヨウラン	—	—	—	—	NT		
105			セッコク	—	—	—	—	NT		
106			サワラン	—	—	—	—	CR		
107			タシロラン	—	—	NT	—	NT		
108			マツラン	—	—	VU	—	EN		
109			アキザキヤツシロラン	—	—	—	—	VU		
110			オオミヤマウズラ	—	—	—	—	EN		
111			シュスラン	—	—	—	—	VU		
112			ミズトンボ	—	—	NT	—	VU		
113			ヒナチドリ	—	—	VU	—	CR		
114			ホクリクムヨウラン	—	—	—	—	VU		
115			ウスキムヨウラン	—	—	NT	—	VU		
116			クロムヨウラン	—	—	VU	—	—		
117			スズムシソウ	—	—	—	—	CR		
118			フウラン	—	—	NT	—	EN		
119			コフタバラン	—	—	—	—	VU		
120			ツクシサカネラン	—	—	EX	—	EX		
121			サギソウ	—	—	NT	—	VU		
122			ムカゴトンボ	—	—	EN	—	EX		
123			ミズチドリ	—	—	—	—	VU		
124			ヤマサギソウ	—	—	VU	—	VU		
125			オオヤマサギソウ	—	—	—	—	VU		
126			トキソウ	—	—	NT	—	EN		
127			ヤマトキソウ	—	—	—	—	VU		
128			キンバイザサ科	キンバイザサ科	コキンバイザサ	—	—	—	—	EN
129			アヤメ科	アヤメ科	ヒオウギ	—	—	—	—	EN
130	ヒメシャガ	—			—	NT	—	—		
131	カキツバタ	—			—	NT	—	VU		
132	アヤメ	—			—	—	—	EN		
133	クサスギカズラ科	クサスギカズラ科	マイヅルソウ	—	—	—	—	NT		
134	ミズアオイ科	ミズアオイ科	ミズアオイ	—	—	NT	—	CR		
135	ガマ科	ガマ科	ミクリ	—	—	NT	—	EN		
136			ヤマトミクリ	—	—	NT	—	VU		
137			ナガエミクリ	—	—	NT	—	—		
138			ヒメミクリ	—	—	VU	—	CR		
139	ホシクサ科	ホシクサ科	ミカワイヌノヒゲ	—	—	EN	—	EN		
140			ツクシクロイヌノヒゲ	—	—	—	—	NT		
141			シラタマホシクサ	—	—	VU	—	VU		
142			クロホシクサ	—	—	NT	—	EN		
143	カヤツリグサ科	カヤツリグサ科	イトテンツキ	—	—	NT	—	NT		
144			オオタマツリスゲ	—	—	—	—	EN		
145			スナジスゲ	—	—	—	—	CR		
146			アオミヤマカンスゲ	—	—	—	—	EN		
147			アワボスゲ	—	—	—	—	CR		
148			タカネマスキサ	—	—	—	—	EN		
149			ヤブスゲ	—	—	—	—	EN		
150			ツルカミカワスゲ	—	—	—	—	EN		
151			ジングウスゲ	—	—	NT	—	NT		
152			ニシノホンモンジスゲ	—	—	—	—	VU		
153	アオヒエスゲ	—	—	—	—	VU				

第 3.1-51 表(4) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠					
				国			県・関係市		
				①	②	③	④	⑤	
154	単子葉類	カヤツリグサ科	ホソバカンスゲ	—	—	—	—	NT	
155			ヌマガヤツリ	—	—	—	—	VU	
156			オオシロガヤツリ	—	—	—	—	VU	
157			ヒメガヤツリ	—	—	—	—	VU	
158			カガシラ	—	—	VU	—	CR	
159			ミスミイ	—	—	EN	—	EX	
160			セイタカハリイ	—	—	—	—	VU	
161			マシカクイ	—	—	—	—	VU	
162			トネテンツキ	—	—	VU	—	VU	
163			トラノハナヒゲ	—	—	—	—	CR	
164			オオイヌノハナヒゲ	—	—	—	—	VU	
165			シズイ	—	—	—	—	EN	
166			ミカワシンジュガヤ	—	—	VU	—	VU	
167			コシンジュガヤ	—	—	—	—	VU	
168			イネ科	ハネガヤ	—	—	—	—	EN
169				ヒメコヌカグサ	—	—	NT	—	—
170				ヒナザサ	—	—	NT	—	VU
171		ヒメタイヌビエ		—	—	—	—	EN	
172		ウンヌケモドキ		—	—	NT	—	VU	
173		ウンヌケ		—	—	VU	—	NT	
174		トウササクサ		—	—	—	—	NT	
175		イブキヌカボ		—	—	—	—	VU	
176		ウキシバ		—	—	—	—	NT	
177		シダミコザサ		—	—	—	—	VU	
178		ナリヒラダケ		—	—	—	—	VU	
179		ヒゲシバ		—	—	—	—	VU	
180		オニシバ		—	—	—	—	NT	
181		真正双子葉類	ケシ科	ナガミノツルケマン	—	—	NT	—	EN
182				ヤマブキソウ	—	—	—	—	EN
183			メギ科	ヘビノボラズ	—	—	—	—	NT
184				イカリソウ	—	—	—	—	VU
185			キンポウゲ科	アズマイチゲ	—	—	—	—	NT
186				レンゲショウマ	—	—	—	—	EN
187				エンコウソウ	—	—	—	—	CR
188				キケンショウマ	—	—	—	—	EN
189	カザグルマ			—	—	NT	—	EN	
190	ハコネシロカネソウ			—	—	NT	—	—	
191	ミスミソウ			—	—	NT	—	NT	
192	スハマソウ			—	—	—	—	NT	
193	オキナグサ			—	—	NT	—	CR	
194	シギンカラマツ			—	—	—	—	NT	
195	ツゲ科			ツゲ	—	—	—	—	VU
196	ボタン科		ヤマシャクヤク	—	—	NT	—	VU	
197			ベニバナヤマシャクヤク	—	—	VU	—	EN	
198	マンサク科		ダンドミズキ	—	—	—	—	VU	
199	スグリ科		ヤシャビシャク	—	—	NT	—	EN	
200			ヤブサンザシ	—	—	—	—	EN	
201	ユキノシタ科		ミカワショウマ	—	—	NT	—	VU	
202			キバナハナネコノメ	—	—	NT	—	NT	
203			ツルネコノメソウ	—	—	—	—	VU	
204			チシマネコノメソウ	—	—	—	—	VU	

第 3.1-51 表(5) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠					
				国			県・関係市		
				①	②	③	④	⑤	
205	真正双子葉類	ユキノシタ科	ナメラダイモンジソウ	—	—	—	—	NT	
206		ベンケイソウ科	ベンケイソウ	—	—	—	—	EX	
207			アオベンケイ	—	—	—	—	EN	
208		タコノアシ科	タコノアシ	—	—	NT	—	NT	
209		アリノトウグサ科	タチモ	—	—	NT	—	NT	
210		マメ科	シバハギ	—	—	—	—	CR	
211			サイカチ	—	—	—	—	VU	
212			オオバヌスビトハギ	—	—	—	—	VU	
213			イタチササゲ	—	—	—	—	VU	
214			レンリソウ	—	—	—	—	VU	
215			チョウセンキハギ	—	—	VU	—	—	
216			イヌハギ	—	—	NT	—	VU	
217			ミソナオシ	—	—	—	—	VU	
218			ヨツバハギ	—	—	—	—	VU	
219			ビワコエビラフジ	—	—	—	—	CR	
220			グミ科	クマヤマグミ	—	—	VU	—	—
221				ハコネグミ	—	—	NT	—	—
222				アリマグミ	—	—	—	—	VU
223			クロウメモドキ科	ケンボナシ	—	—	—	—	EN
224		アサ科	コバノチョウセンエノキ	—	—	—	—	EN	
225		クワ科	カジノキ	—	—	—	—	EN	
226		イラクサ科	トキホコリ	—	—	NT	—	—	
227			ミヤマミズ	—	—	—	—	VU	
228		バラ科	テリハキンバイ	—	—	—	—	VU	
229			マメナシ	—	—	EN	—	CR	
230			ミヤマモミジイチゴ	—	—	NT	—	—	
231			ミヤマワレモコウ	—	—	—	—	EN	
232		ブナ科	シリブカガシ	—	—	—	—	VU	
233			ナラガシワ	—	—	—	—	EN	
234			フモトミズナラ	—	—	—	—	NT	
235		カバノキ科	サクラバハンノキ	—	—	NT	—	—	
236			ウダイカンバ	—	—	—	—	VU	
237			オノオレカンバ	—	—	—	—	VU	
238		ニシキギ科	シラヒゲソウ	—	—	—	—	EN	
239		カタバミ科	コミヤマカタバミ	—	—	—	—	NT	
240			ミヤマカタバミ	—	—	—	—	NT	
241		ヤナギ科	キヌヤナギ	—	—	—	—	NT	
242		スマレ科	コタチツボスマレ	—	—	—	—	VU	
243			スマレサイシン	—	—	—	—	EN	
244		オトギリソウ科	アゼオトギリ	—	—	EN	—	EN	
245		フウロソウ科	ミツバフウロ	—	—	—	—	EN	
246		ミソハギ科	ヒメミソハギ	—	—	—	—	NT	
247			ミズマツバ	—	—	NT	—	—	
248			ミズキカシグサ	—	—	NT	—	VU	
249			ヒメビシ	—	—	VU	—	EN	
250			オニビシ	—	—	—	—	NT	
251		アカバナ科	ウスゲチョウジタデ	—	—	NT	—	—	
252		ムクロジ科	ホソエカエデ	—	—	—	—	VU	
253			カジカエデ	—	—	—	—	NT	
254			ハウチワカエデ	—	—	—	—	VU	
255			メグスリノキ	—	—	—	—	VU	

第 3.1-51 表(6) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
256	真正双子葉類	ムクロジ科	クロビイタヤ	—	—	VU	—	—
257			ハナノキ	—	—	VU	—	EN
258			カラコギカエデ	—	—	—	—	VU
259		アオイ科	ハマボウ	—	—	—	—	VU
260		アブラナ科	コンロンソウ	—	—	—	—	EN
261			ミズタガラシ	—	—	—	—	NT
262			マルバタネツケバナ	—	—	—	—	VU
263			コイヌガラシ	—	—	NT	—	—
264		タデ科	オオツルイタドリ	—	—	—	—	EX
265			サトヤマタデ	—	—	—	—	NT
266			ヒメタデ	—	—	DD	—	EN
267			サイコクヌカボ	—	—	NT	—	NT
268			トヨボタニソバ	—	—	—	—	NT
269			ナガバノウナギツカミ	—	—	NT	—	NT
270			コミゾソバ	—	—	—	—	NT
271			ヌカボタデ	—	—	VU	—	VU
272			オオミゾソバ	—	—	—	—	NT
273			コギシギシ	—	—	NT	—	—
274			ノダイオウ	—	—	VU	—	CR
275		マダイオウ	—	—	—	—	EN	
276		モウセンゴケ科	ナガバノイシモチソウ	—	—	VU	希少	CR
277			イシモチソウ	—	—	NT	—	EN
278		ナデシコ科	オオヤマフスマ	—	—	—	—	VU
279			ワダソウ	—	—	—	—	EN
280			ヒゲネワチガイソウ	—	—	—	—	EN
281			ツカモトハコベ	—	—	VU	—	CR
282		ヒユ科	ハマアカザ	—	—	—	—	VU
283			カワラアカザ	—	—	—	—	NT
284		ツリフネソウ科	エンシュウツリフネソウ	—	—	CR	希少	CR
285		サクラソウ科	ノジトラノオ	—	—	VU	—	CR
286			クリンソウ	—	—	—	—	NT
287			サクラソウ	—	—	NT	—	—
288		ハイノキ科	シロバイ	—	—	—	—	EN
289		イワウメ科	オオイワカガミ	—	—	—	—	VU
290			イワカガミ	—	—	—	—	EN
291	ツツジ科	サラサドウダン	—	—	—	—	NT	
292		シヤクジョウソウ	—	—	—	—	NT	
293		ハナヒリノキ	—	—	—	—	VU	
294		ホンシヤクナゲ	—	—	—	—	VU	
295	アカネ科	ナガバジュズネノキ	—	—	—	—	EN	
296		キクムグラ	—	—	—	—	NT	
297	リンドウ科	コケリンドウ	—	—	—	—	VU	
298		ホソバノツルリンドウ	—	—	VU	—	EN	
299		ムラサキセンブリ	—	—	NT	—	VU	
300		イヌセンブリ	—	—	NT	—	NT	
301	マチン科	ヒメナエ	—	—	VU	—	CR	
302	キョウチクトウ科	コイケマ	—	—	—	—	NT	
303		フナバラソウ	—	—	NT	—	EN	
304		クサナギオゴケ	—	—	VU	—	NT	
305		タチガシワ	—	—	—	—	CR	

第 3.1-51 表(7) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠				
				国			県・関係市	
				①	②	③	④	⑤
306	真正双子葉類	キョウチクトウ科	スズサイコ	—	—	NT	—	—
307		ナス科	ヤマホオズキ	—	—	VU	—	VU
308			アオホオズキ	—	—	VU	—	VU
309		ムラサキ科	ホタルカズラ	—	—	—	—	EN
310			ハイルリソウ	—	—	DD	—	EX
311		モクセイ科	ヒトツバタゴ	—	—	VU	—	EN
312			トネリコ	—	—	—	—	EN
313			ハシドイ	—	—	—	—	NT
314		オオバコ科	マルバノサワトウガラシ	—	—	NT	—	NT
315			オオアブノメ	—	—	VU	—	VU
316			ヒシモドキ	—	—	EN	—	EX
317			イヌノフグリ	—	—	NT	—	—
318			ヤマトラノオ	—	—	—	—	VU
319			カワヂシャ	—	—	NT	—	—
320		ゴマノハグサ科	ヒナノウスツボ	—	—	—	—	NT
321		アゼナ科	ツルウリクサ	—	—	CR	—	—
322		シソ科	タチキランソウ	—	—	NT	—	—
323			ジュウニヒトエ	—	—	—	—	VU
324			ケブカツルカコソウ	—	—	—	—	EN
325			ジャコウソウ	—	—	—	—	VU
326			マネキグサ	—	—	NT	—	—
327			シロネ	—	—	—	—	NT
328			ヤマジソ	—	—	NT	—	VU
329			ミズネコノオ	—	—	NT	—	VU
330			ミズトラノオ	—	—	VU	—	VU
331			シマジタムラソウ	—	—	VU	—	NT
332			シナノアキギリ	—	—	VU	—	—
333			ミゾコウジュ	—	—	NT	—	—
334			ヒメナミキ	—	—	—	—	NT
335			イブキジャコウソウ	—	—	—	—	CR
336		ハエドクソウ科	スズメノハコベ	—	—	NT	—	NT
337		ハマウツボ科	ゴマクサ	—	—	NT	—	VU
338			クチナシグサ	—	—	—	—	NT
339			ミカワシオガマ	—	—	VU	—	EN
340			シオガマギク	—	—	—	—	EN
341			キヨスミウツボ	—	—	—	—	VU
342		ヒキヨモギ	—	—	—	—	NT	
343		オオヒキヨモギ	—	—	NT	—	—	
344	タヌキモ科	ノタヌキモ	—	—	VU	—	VU	
345		イヌタヌキモ	—	—	NT	—	—	
346		ミカワタヌキモ	—	—	EN	—	CR	
347		コタヌキモ	—	—	—	—	CR	
348		タヌキモ	—	—	NT	—	—	
349		ヒメタヌキモ	—	—	NT	—	EN	
350		ムラサキミミカキグサ	—	—	NT	—	NT	
351		ヒメミミカキグサ	—	—	CR	—	EN	
352	モチノキ科	ナナミノキ	—	—	—	—	VU	
353		ミヤマウメモドキ	—	—	—	—	VU	
354	キキョウ科	ソバナ	—	—	—	—	NT	
355		バアソブ	—	—	VU	—	EX	
356		キキョウ	—	—	NT	—	VU	

第 3.1-51 表(8) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠						
				国			県・関係市			
				①	②	③	④	⑤		
357	真正双子葉類	ミツガシワ科	ミツガシワ	—	—	—	—	EX		
358			ガガブタ	—	—	NT	—	NT		
359			アサザ	—	—	NT	—	EN		
360	キク科	キク科	ホソバナヤマハハコ	—	—	—	—	VU		
361			イワヨモギ	—	—	VU	—	—		
362			ヒメヨモギ	—	—	—	—	CR		
363			ヒメシオン	—	—	—	—	EN		
364			ヤマジノギク	—	—	—	—	CR		
365			シオン	—	—	VU	—	—		
366			オオガンクビソウ	—	—	—	—	EN		
367			ムラサキトキンソウ	—	—	—	—	NT		
368			モリアザミ	—	—	—	—	EX		
369			シロバナタカアザミ	—	—	—	—	EN		
370			ヒダアザミ	—	—	VU	—	—		
371			ワタムキアザミ	—	—	EN	—	—		
372			サワアザミ	—	—	—	—	CR		
373			イズハハコ	—	—	NT	—	VU		
374			ミズギク	—	—	—	—	NT		
375			カセンソウ	—	—	—	—	EN		
376			ミコシギク	—	—	EN	—	CR		
377			ヤマタバコ	—	—	EN	—	EX		
378			オオモミジガサ	—	—	—	—	VU		
379			ヤマタイミンガサ	—	—	—	—	VU		
380			アキノハハコグサ	—	—	EN	—	EN		
381			ホクチアザミ	—	—	—	—	EN		
382			ミヤコアザミ	—	—	—	—	EN		
383			ミカワトウヒレン	—	—	—	—	CR		
384			ウラギク	—	—	NT	—	VU		
385			オナモミ	—	—	VU	—	CR		
386			セリ科	セリ科	イワニンジン	—	—	—	—	VU
387					イブキボウフウ	—	—	—	—	VU
388			スイカズラ科	スイカズラ科	マツムシソウ	—	—	—	—	NT
合計			—	106 科	388 種	0 種	1 種	170 種	2 種	346 種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-50 表に基づくものであり、「—」は該当しないことを示す。

2. 分類及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 7 年度生物リスト」（国土交通省、2025 年）に準拠した。

#### (4) 植物の重要な群落等

植物の重要な群落等は、「(2) 植生の概要」で確認された群落等について、第 3.1-52 表の選定根拠に基づき学術上又は希少性の観点から選定した。

対象事業実施区域及びその周囲における植物の重要な群落等は、第 3.1-53 表及び第 3.1-12 図のとおりである。「第二回緑の国勢調査—第 2 回自然環境保全基礎調査報告書—」（環境庁、1983 年）、「植物群落レッドデータ・ブック」（我が国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会、1996 年）等によれば、対象事業実施区域の周囲においては、植物の重要な群落等として「三好湿原」及び「スギ・ヒノキ植林」が分布する。

その他、対象事業実施区域及びその周囲においては、「生物多様性情報システム 自然環境保全基礎調査」（環境省ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）の植生調査による現存植生図等によれば、植生自然度 10 の群落として「ヌマガヤオーダー」、「ヨシクラス」及び「ツルヨシ群落」が、植生自然度 9 の群落として「カナメモチーコジイ群集」、「ヤナギ高木群落（VI）」が分布する。また、「生物多様性ポテンシャルマップ～目標(ランドデザイン)を共有するためのツール～」(愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)によれば、湿地湿原として「大池東湿地」、「大池西湿地」及び「浄水南湿地」が分布する。

第 3.1-52 表 植物の重要な群落等の選定根拠

選定根拠	選定基準 (略称・記号)	参考文献等	
国	①「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)により指定されているもの	国指定特別天然記念物 (特天) 国指定天然記念物 (国天)	「国指定文化財等データベース」(文化庁ウェブサイト)
	②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)により指定されているもの	生息地等保護区	「生息地等保護区一覧」(環境省ウェブサイト)
	③環境省の自然環境保全基礎調査報告書に取り上げられているもの	特定植物群落	「日本の重要な植物群落II (東海版)」(環境庁、1988 年) 「第二回緑の国勢調査—第 2 回自然環境保全基礎調査報告書—」(環境庁、1983 年) 「日本の重要な植物群落 (東海版)」(環境庁、1979 年)
	④環境省の自然環境保全基礎調査植生調査による現存植生図のうち植生自然度の高い群落	植生自然度 10 及び 9	「1/2.5 万植生図の新たな植生自然度について」(環境省、2016 年) 「生物多様性情報システム 自然環境保全基礎調査」(環境省ウェブサイト)
県・関係市	⑤地方公共団体により指定又は取り上げられているもの	愛知県指定天然記念物 (県天) 豊田市指定天然記念物 (豊天) 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づき指定されている生息地等保護区 (指定) 「あいちの生物多様性ポテンシャル 気付く・まもる・つなげるマップ 植物拠点図」に取り上げられている湿地湿原 (県湿)	「文化財ナビ愛知」(愛知県ウェブサイト) 「豊田市の文化財 (指定・登録・選定)」(豊田市ウェブサイト) 「条例に基づく希少野生動植物の保護」(愛知県ウェブサイト) 「生物多様性ポテンシャルマップ～目標(ランドデザイン)を共有するためのツール～」(愛知県ウェブサイト)
その他	⑥「植物群落レッドデータ・ブック」に取り上げられているもの	緊急に対策必要 ランク 4 対策必要 ランク 3 破壊の危惧 ランク 2 要注意 ランク 1	「植物群落レッドデータ・ブック」(我が国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会、1996 年)

注：上記ウェブサイトの閲覧月は、すべて 2025 年 11 月である。

第 3.1-53 表 対象事業実施区域及びその周囲の植物の重要な群落等

図中 番号	名 称	選定根拠					
		国				県・関係市	その他
		①	②	③	④	⑤	⑥
1	三好湿原	—	—	○	—	—	ランク 3
2	ヌマガヤオーダー	—	—	—	植生自然度 10	—	—
3	ヨシクラス	—	—	—	植生自然度 10	—	—
4	ツルヨシ群集	—	—	—	植生自然度 10	—	—
5	カナメモチーコジイ群集	—	—	—	植生自然度 9	—	—
6	ヤナギ高木群落 (VI)	—	—	—	植生自然度 9	—	—
7	スギ・ヒノキ植林	—	—	—	—	—	ランク 2
8	大池東湿地	—	—	—	—	県湿	—
9	大池西湿地	—	—	—	—	県湿	—
10	浄水南湿地	—	—	—	—	県湿	—

注：1. 図中番号は、第 3.1-12 図に対応している。

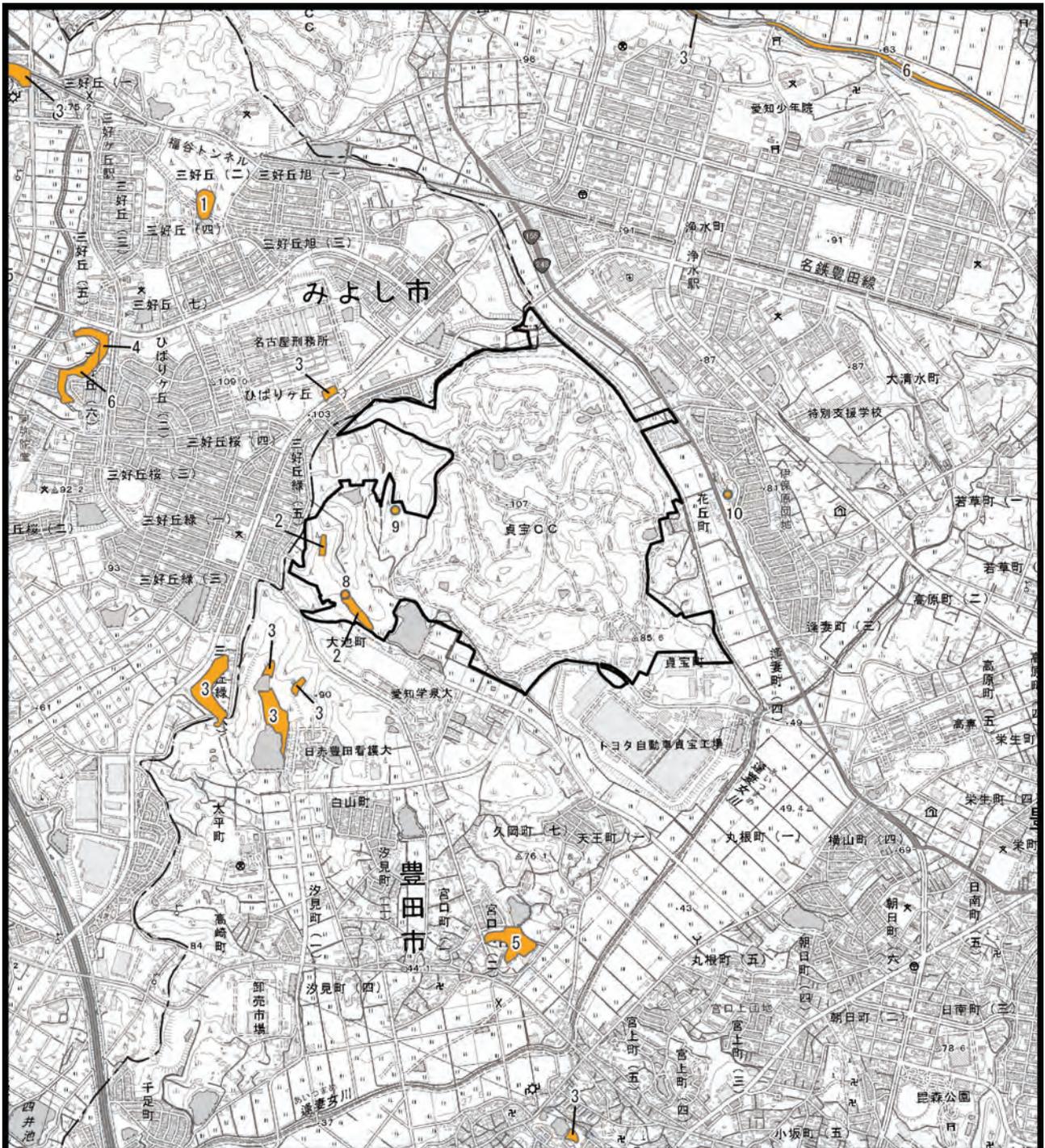
2. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-52 表に基づくものであり、「○」は該当すること、「—」は該当しないことを示す。

「国指定文化財等データベース」(文化庁ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)  
 「生息地等保護区一覧」(環境省ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)  
 「1/2.5 万植生図の新たな植生自然度について」(環境省、2016 年)  
 「日本の重要な植物群落Ⅱ(東海版)」(環境庁、1988 年)  
 「第二回緑の国勢調査—第 2 回自然環境保全基礎調査報告書—」(環境庁、1983 年)  
 「日本の重要な植物群落(東海版)」(環境庁、1979 年)  
 「生物多様性情報システム 自然環境保全基礎調査」(環境省ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)  
 「文化財ナビ愛知」(愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)  
 「豊田市の文化財(指定・登録・選定)」(豊田市ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)  
 「条例に基づく希少野生動植物の保護」(愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)  
 「生物多様性ポテンシャルマップ～目標(ランドデザイン)を共有するためのツール～」  
 (愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)  
 「植物群落レッドデータ・ブック」  
 (我が国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会、1996 年)  
 より作成

#### (5) 巨樹・巨木林

巨樹・巨木林は、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」(環境省、2001 年)、「文化財ナビ愛知」(愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)、「豊田市の文化財(指定・登録・選定)」(豊田市ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧)等の既存資料により整理した。

整理した結果、対象事業実施区域及びその周囲に該当するデータは確認されなかった。



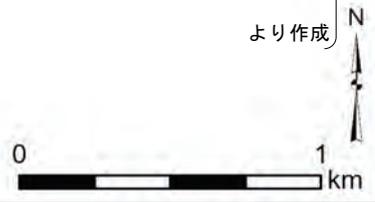
凡例

- 対象事業実施区域
- 植物の重要な群落等

注：「スギ・ヒノキ植林」は、豊田市とみよし市において分布が確認されているが、詳細な位置は不明であることから位置は示していない。

「1/2.5万植生図の新たな植生自然度について」(環境省、2016年)  
 「日本の重要な植物群落Ⅱ(東海版)」(環境庁、1988年)  
 「第二回緑の国勢調査-第2回自然環境保全基礎調査報告書-」(環境庁、1983年)  
 「日本の重要な植物群落(東海版)」(環境庁、1979年)  
 「生物多様性情報システム 自然環境保全基礎調査」  
 (環境省ウェブサイト、2025年11月閲覧)  
 「生物多様性ポテンシャルマップ~目標(ランドデザイン)を共有するためのツール~」  
 (愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧)

より作成



第3.1-12図 対象事業実施区域及びその周囲における植物の重要な群落等

### 3. 生態系の状況

#### (1) 対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分

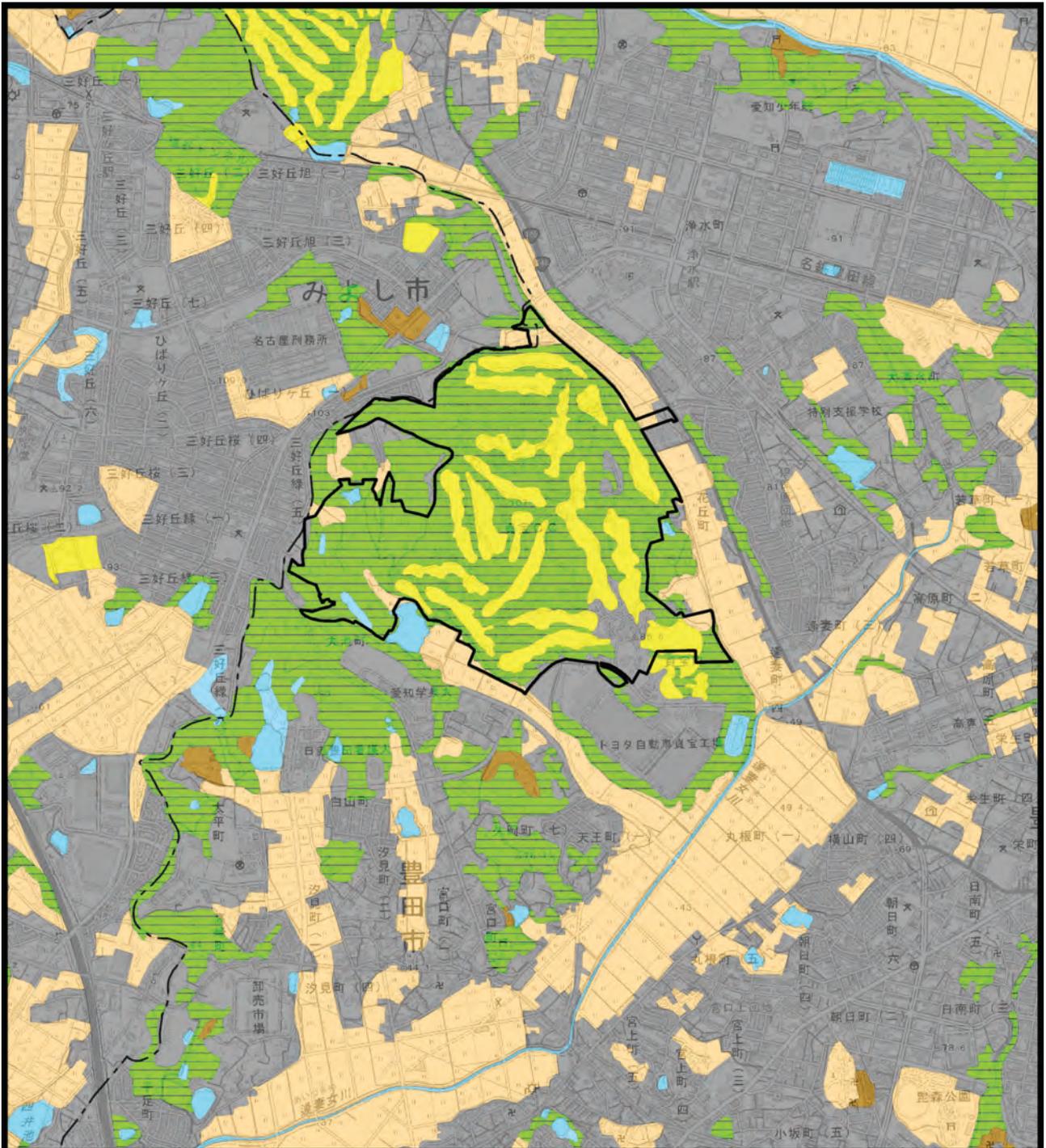
対象事業実施区域及びその周囲における環境類型区分は、地形分類と植生により整理した。整理した環境類型区分は、第 3.1-54 表及び第 3.1-13 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲を特徴づける生態系は、「落葉・針葉樹林」、「植林」、「低木・草地」、「河川・池沼」、「耕作地」、「市街地等」に区分された。このうち、対象事業実施区域においては、「落葉・針葉樹林」、「低木・草地」、「河川・池沼」、「耕作地」及び「市街地等」が分布している。

第 3.1-54 表 環境類型区分

環境類型区分	相観	地形分類	植生	植生自然度
落葉・針葉樹林	常緑広葉樹林	大起伏丘陵地、砂礫台地（上位）	カナメモチーコジイ群集	9
	常緑広葉樹林	砂礫台地（上位・下位）、扇状地性低地（氾濫原性低地）	シイ・カシ二次林	8
	落葉広葉樹林	大起伏丘陵地、砂礫台地（上位・下位）、三角州性低地、扇状地性低地（氾濫原性低地）	ケネザサーコナラ群集	7
		砂礫台地（上位）、三角州性低地	アカメガシワーカラスザンショウ群集	6
	常緑針葉樹林	大起伏丘陵地、砂礫台地（上位）、扇状地性低地（氾濫原性低地）	モチツツジーアカマツ群集	7
植林	常緑針葉樹林植林	砂礫台地（上位・下位）、扇状地性低地（氾濫原性低地）	スギ・ヒノキ・サワラ植林	6
		大起伏丘陵地、砂礫台地（上位・下位）	竹林	3
低木・草地	人工草地	大起伏丘陵地、砂礫台地（上位）	ゴルフ場・芝地	4
		砂礫台地（上位）、扇状地性低地（氾濫原性低地）	牧草地	2
河川・池沼	河川・池沼	砂礫台地（下位）、扇状地性低地（氾濫原性低地）	ヤナギ高木群落（VI）	9
		砂礫台地（上位）	ヌマガヤオーダー	10
		大起伏丘陵地、砂礫台地（上位・下位）、三角州性低地、扇状地性低地（氾濫原性低地）	ヨシクラス	10
		扇状地性低地（氾濫原性低地）	ツルヨシ群集	10
		大起伏丘陵地、砂礫台地（上位）、扇状地性低地（氾濫原性低地）	自然裸地	—
	開放水域	大起伏丘陵地、砂礫台地（上位・下位）、三角州性低地、扇状地性低地（氾濫原性低地）	開放水域	—
耕作地	耕作地	大起伏丘陵地、砂礫台地（上位・下位）、三角州性低地、扇状地性低地（氾濫原性低地）	畑雑草群落	2
		大起伏丘陵地、砂礫台地（上位・下位）、三角州性低地、扇状地性低地（氾濫原性低地）	水田雑草群落	2
		砂礫台地（上位）、三角州性低地	放棄畑雑草群落	4
		砂礫台地（上位）、三角州性低地、扇状地性低地（氾濫原性低地）	果樹園	3
		大起伏丘陵地、砂礫台地（上位）、三角州性低地	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	3
		雑草地	大起伏丘陵地、砂礫台地（上位・下位）、三角州性低地、扇状地性低地（氾濫原性低地）	路傍・空地雑草群落
市街地等	市街地	大起伏丘陵地、砂礫台地（上位・下位）、三角州性低地、扇状地性低地（氾濫原性低地）	市街地	1
		大起伏丘陵地、砂礫台地（上位・下位）、三角州性低地、扇状地性低地（氾濫原性低地）	緑の多い住宅地	2
		大起伏丘陵地、砂礫台地（上位・下位）	造成地	1
		大起伏丘陵地、砂礫台地（上位）、扇状地性低地（氾濫原性低地）	工場地帯	1

「20 万分の 1 土地分類基本調査（愛知県）地形分類図」（国土交通省ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
 「生物多様性情報システム第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植物調査」（環境省ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
 より作成



凡例

 対象事業実施区域

類型区分

-  落葉・針葉樹林
-  植林
-  低木・草地
-  河川・池沼
-  耕作地
-  市街地等

「20万分の1土地分類基本調査（愛知県）地形分類図」  
 （国土交通省ウェブサイト、2025年11月閲覧）  
 「生物多様性情報システム第6回・第7回自然環境保全基礎調査  
 植物調査」（環境省ウェブサイト、2025年11月閲覧）

より作成



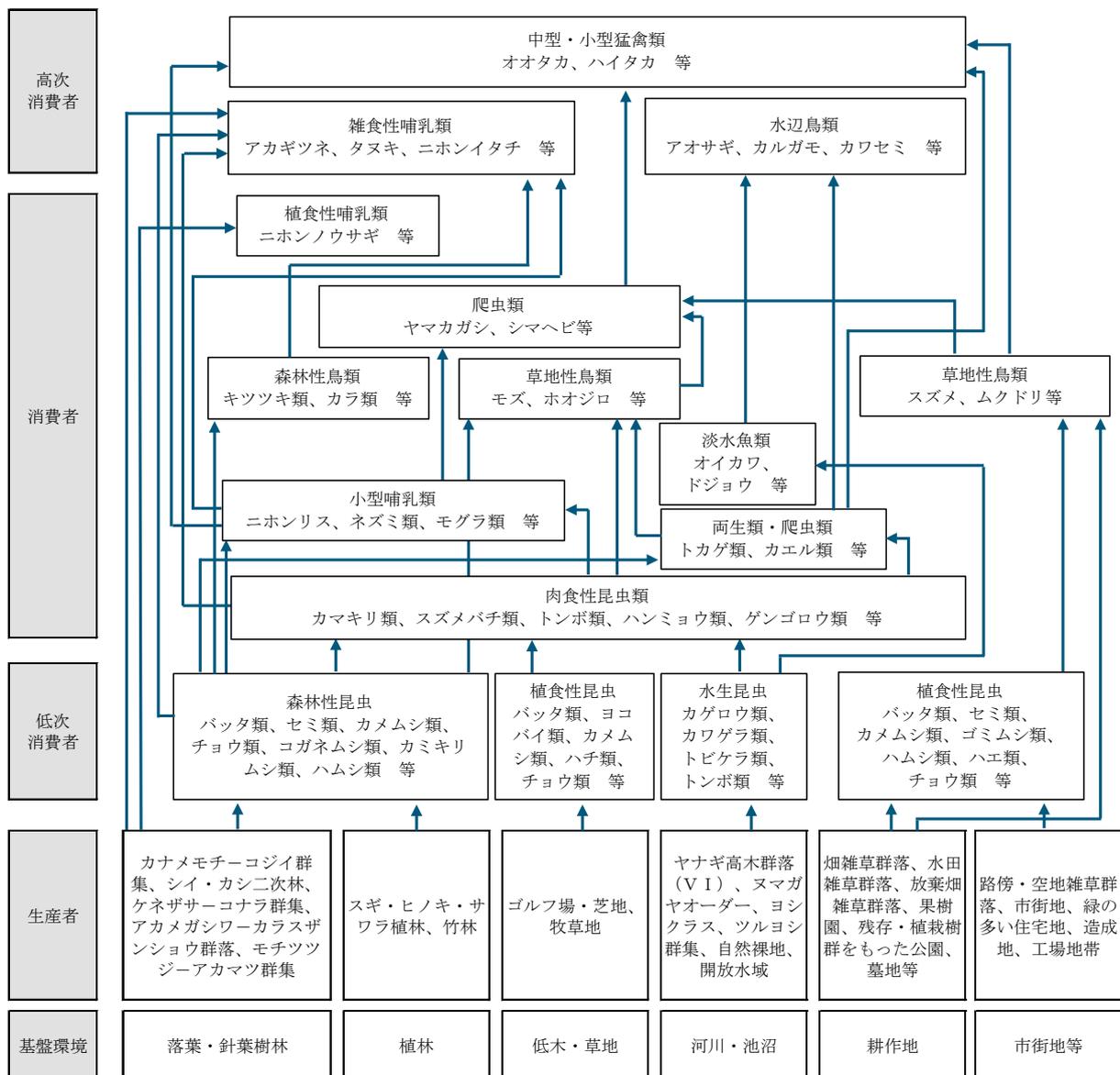
第 3.1-13 図 環境類型区分図

## (2) 対象事業実施区域及びその周囲の生態系

対象事業実施区域及びその周囲の生態系を、生息・生育の記録がある動植物の栄養段階により整理した食物連鎖模式図は、第3.1-14図のとおりである。

対象事業実施区域では、主にケネザサーコナラ群集、シイ・カシ二次林等の「落葉・針葉樹林」や、ゴルフ場・芝地の「低木・草地」が広く分布している。

このため、森林環境に生息するコガネムシ類、カミキリムシ類、ハムシ類等が下位の消費者となり、それらを捕食するカエル類やトカゲ類等、雑食性のネズミ類、モズ、ホオジロ等が中位の消費者となっている。また、これら中位に位置する様々な動物を捕食するニホンイタチ、アカギツネのほか、スズメ、ムクドリ等の小～中型の鳥類を捕食するオオタカやハイタカ等の猛禽類、その他、水辺では淡水魚類や両生類・爬虫類を捕食するアオサギやカワセミ等の水辺の鳥類が上位の消費者となる生態系の成立が考えられる。



第3.1-14図 食物連鎖模式図

### (3) 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場と選定根拠は、第 3.1-55 表及び第 3.1-15 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、植生自然度の高い群落としてヌマガヤオーダーやヨシクラス群落等が、湿地湿原として大池東湿地、大池西湿地及び浄水南湿地が存在する。

また、その他に三ヶ峯鳥獣保護区や保安林等が存在する。

第 3.1-55 表(1) 重要な自然環境のまとまりの場と選定根拠

選定根拠	選定基準	重要な自然環境のまとまりの場	参考文献等
①環境省の自然環境保全基礎調査植生調査による現存植生図のうち植生自然度の高い群落	植生自然度 9 植生自然度 10	ヌマガヤオーダー ヨシクラス群落 ツルヨシ群集 カナメモチーコジイ群集 ヤナギ高木群落 (VI)	「1/2.5 万植生図の新たな植生自然度について」(環境省、2016 年) 「生物多様性情報システム自然環境保全基礎調査」(環境省ウェブサイト)
②環境省の自然環境保全基礎調査報告書に取り上げられているもの	特定植物群落	三好湿原	「第二回緑の国勢調査ー第 2 回自然環境保全基礎調査報告書ー」(環境庁、1983 年) 「特定植物群落調査報告書ー第 5 回自然環境保全基礎調査報告書ー」(環境庁、2000 年) 「日本の重要な植物群落(東海版)」(環境庁、1979 年) 「日本の重要な植物群落II(東海版)」(環境庁、1988 年)
③「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)により指定されているもの	鳥獣保護区 特別保護地区	三ヶ峯鳥獣保護区	「愛知県鳥獣保護区等位置図」(愛知県ウェブサイト)
④KBA (Key Biodiversity Area) 生物多様性保全の鍵になる重要な地域に選定されているもの	KBA	濃尾平野外縁部	「KBA マップ」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンウェブサイト)
⑤IBA (Important Bird Areas) プログラム(国際的な鳥類保護組織である Bird Life International が、世界 100 ヶ国以上の加盟団体と共同実施している事業)により選定されているもの	IBA 基準生息地	該当なし	「IBA 白書 2010」(財団法人日本野鳥の会、2010 年)
⑥「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」により選定されているもの	重要湿地	濃尾平野外縁部のため池群	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ウェブサイト)

第 3.1-55 表(2) 重要な自然環境のまとまりの場と選定根拠

選定根拠	選定基準	重要な自然環境の まとまりの場	参考文献等
⑦「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	該当なし	「国指定文化財等データベース」(文化庁ウェブサイト)
⑧「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)により指定されているもの	国立公園 国定公園	該当なし	「マップあいち(愛知県自然公園情報マップ)」(愛知県ウェブサイト)
⑨「愛知県立自然公園条例」(昭和 43 年条例第 7 号)により指定されているもの	県立自然公園	該当なし	「マップあいち(愛知県自然公園情報マップ)」(愛知県ウェブサイト)
⑩「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)により指定されているもの	保安林	対象事業実施区域の北に分布	「国土数値情報ダウンロードサイト」(国土交通省ウェブサイト)
⑪地方公共団体により指定又は取り上げられているもの	愛知県指定天然記念物 豊田市指定天然記念物 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づき指定されている生息地等保護区 「あいちの生物多様性ポテンシャル 気付く・まもる・つなげるマップ 植物拠点図」に取り上げられている湿地湿原	大池東湿地、 大池西湿地、 浄水南湿地	「文化財ナビ愛知」(愛知県ウェブサイト) 「豊田市の文化財(指定・登録・選定)」(豊田市ウェブサイト) 「条例に基づく希少野生動物の保護」(愛知県ウェブサイト) 「生物多様性ポテンシャルマップ～目標(ランドデザイン)を共有するためのツール～」(愛知県ウェブサイト)

注：上記ウェブサイトの閲覧月は、すべて 2025 年 11 月である。



第 3.1-15 図 重要な自然環境のまとまりの場

### 3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の場の状況及び地域の歴史的文化的特性を活かした環境の状況

#### 1. 景観の状況

景観の状況は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（面整備事業環境影響評価研究会、1999年）を参考に、対象事業実施区域から約3km圏を包含する範囲を対象に文献その他の資料により整理した。

##### (1) 景観資源

対象事業実施区域及びその周囲における景観資源の状況は、第3.1-56表及び第3.1-16図のとおりであり、豊田スタジアムと豊田大橋、緑陰歩道（西町、若宮町）、三好池等が存在する。

第3.1-56表 景観資源の状況

図中番号	区分	名称	図中番号	区分	名称
1	美しい愛知づくり景観資源	白浜矢作川とスタジアム	23	みよし市景観百選	三好公園
2		豊田スタジアムと豊田大橋	24		アートの小径
3		豊田スタジアムと豊田大橋	25		潮見北公園
4		久保町児ノ口公園	26		浮き雲の棧橋からの夜景
5		喜多町駅前ロータリーと山車(挙母祭り)	27		三好丘桜公園
6		桜町本通り商店街	28		北部コミュニティ広場
7		樹木町のまちなみ	29		境川（福谷町付近）
8		豊田市美術館	30		シラタマホシクサ
9		緑陰歩道（西町、若宮町）	31		蒔生町高速道路付近
10		開発の波に打ち克った蒔生辰己山の「アベマキ」	32		谷戸で稲作体験
11		境川の源流：長田池	33		杣ノ奥池の谷戸
12	三好池	34	蒔生町の畑地風景		
13	文化財（国登録建造物）	喜楽亭	35	蒔生梅の里の梅畑	
14		安長寺山門	36	福谷・御嶽の南の谷路	
15		豊田市青少年相談所（旧愛知県蚕業取締所第九支所）	37	長田池の南に広がる田	
16	みよし市景観百選	御嶽石佛群	38	福谷から黒笹へ続く森	
17		福谷城跡	39	福谷杣ノ奥の山道	
18		黒笹駅	40	杣ノ奥池	
19		カリヨンハウス	41	大力池	
20		東名三好インター	42	三好池	
21		あざぶの丘	43	三好池の堤防から	
22		三好丘緑地			

注：図中番号は、第3.1-16図に対応している。

「マップあいち（景観資源）」（愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧）  
「マップあいち（文化財）」（愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧）  
「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧）  
「みよしの景観100選について」（みよし市ウェブサイト、2025年11月閲覧）より作成



## (2) 主な眺望点

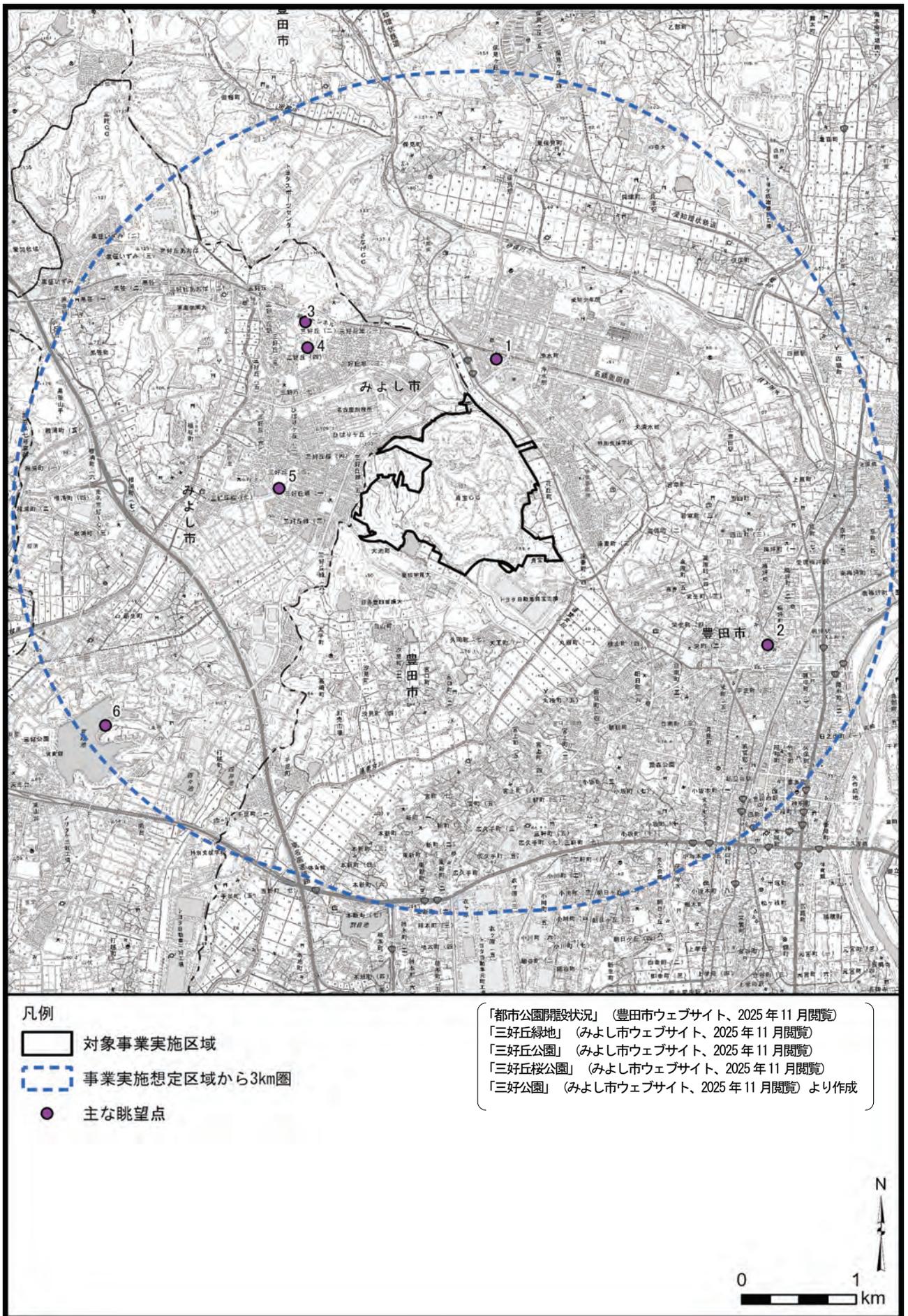
対象事業実施区域及びその周囲における主な眺望点は、第 3.1-57 表及び第 3.1-17 図のとおりであり、浄水公園、平芝公園、三好丘緑地等が存在する。

### 第 3.1-57 表 主な眺望点

図中番号	区 分	名 称	所在地
1	公園、展望台	浄水公園	豊田市浄水町
2	公園、展望広場	平芝公園	豊田市平芝町
3	緑地、展望台	三好丘緑地	みよし市三好丘
4	公園、展望広場	三好丘公園	みよし市三好丘
5	公園、展望台	三好丘桜公園	みよし市三好丘桜
6	公園、展望テラス	三好公園	みよし市三好町池ノ原

注：図中番号は、第 3.1-17 図に対応している。

「都市公園開設状況」（豊田市ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
「三好丘緑地」（みよし市ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
「三好丘公園」（みよし市ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
「三好丘桜公園」（みよし市ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
「三好公園」（みよし市ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）より作成



第 3.1-17 図 主な眺望点の位置

## 2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、第 3.1-18 図の範囲を対象に、既存資料により情報を整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における主な人と自然との触れ合いの活動の場は、第 3.1-58 表及び第 3.1-18 図のとおりであり、さなげアドベンチャーフィールド、逢妻女川・彼岸花、三好丘緑地等が存在する。

第 3.1-58 表 主な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

図中番号	区分	名称	所在地
1	キャンプ場	さなげアドベンチャーフィールド	豊田市伊保町向山
2	河川	逢妻女川・彼岸花	豊田市宮上町
3	自転車道	豊田安城サイクリングロード（枝下緑道）	豊田市荒井町～安城市藤井町
4	緑地	三好丘緑地	みよし市三好丘

注：図中番号は、第 3.1-18 図に対応している。

「豊田市観光ガイド とよたび気分」（一般社団法人ツーリズムとよた、2025 年）  
 「豊田安城サイクリングロード」（愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
 「愛知県豊田市の公式観光サイト ツーリズムとよた」  
 （一般社団法人ツーリズムとよたウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）  
 「三好丘緑地」（みよし市ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）

より作成



第 3.1-18 図 主な人と自然との触れ合いの活動の場の位置

### 3. 地域の歴史的文化的特性を活かした環境の状況

地域の歴史的文化的特性を活かした環境の状況は、対象事業実施区域及びその周囲約1kmを対象に、既存資料により情報を整理した。

#### (1) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)等に基づく史跡・名勝・天然記念物は第3.1-59表、その位置は第3.1-19図のとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、豊田市指定文化財の挙母藩内藤家墓所が存在する。

第3.1-59表 史跡・名勝・天然記念物

指定区分	種別	名称	所在地
豊田市指定	史跡	挙母藩内藤家墓所	豊田市小坂町3-10

〔「文化財ナビ愛知」(愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧)  
「豊田市の文化財(指定・登録・選定)」(豊田市ウェブサイト、2025年11月閲覧)より作成〕

#### (2) 無形民俗文化財

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)等に基づく無形民俗文化財は第3.1-60表のとおり、愛知県指定の挙母の棒の手がある。豊田市宮口町の「宮口神社」において、毎年10月の第四日曜日に開かれる例大祭において棒の手奉納が行われており、その位置は第3.1-19図のとおりである。

第3.1-60表 無形民俗文化財

指定区分	種別	名称	所在地
愛知県指定	無形民俗文化財	挙母の棒の手	豊田市宮口町

〔豊田市の文化財(指定・登録・選定)」(豊田市ウェブサイト、2025年11月閲覧)より作成〕

#### (3) 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)等に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の位置は第3.1-20図のとおりである。

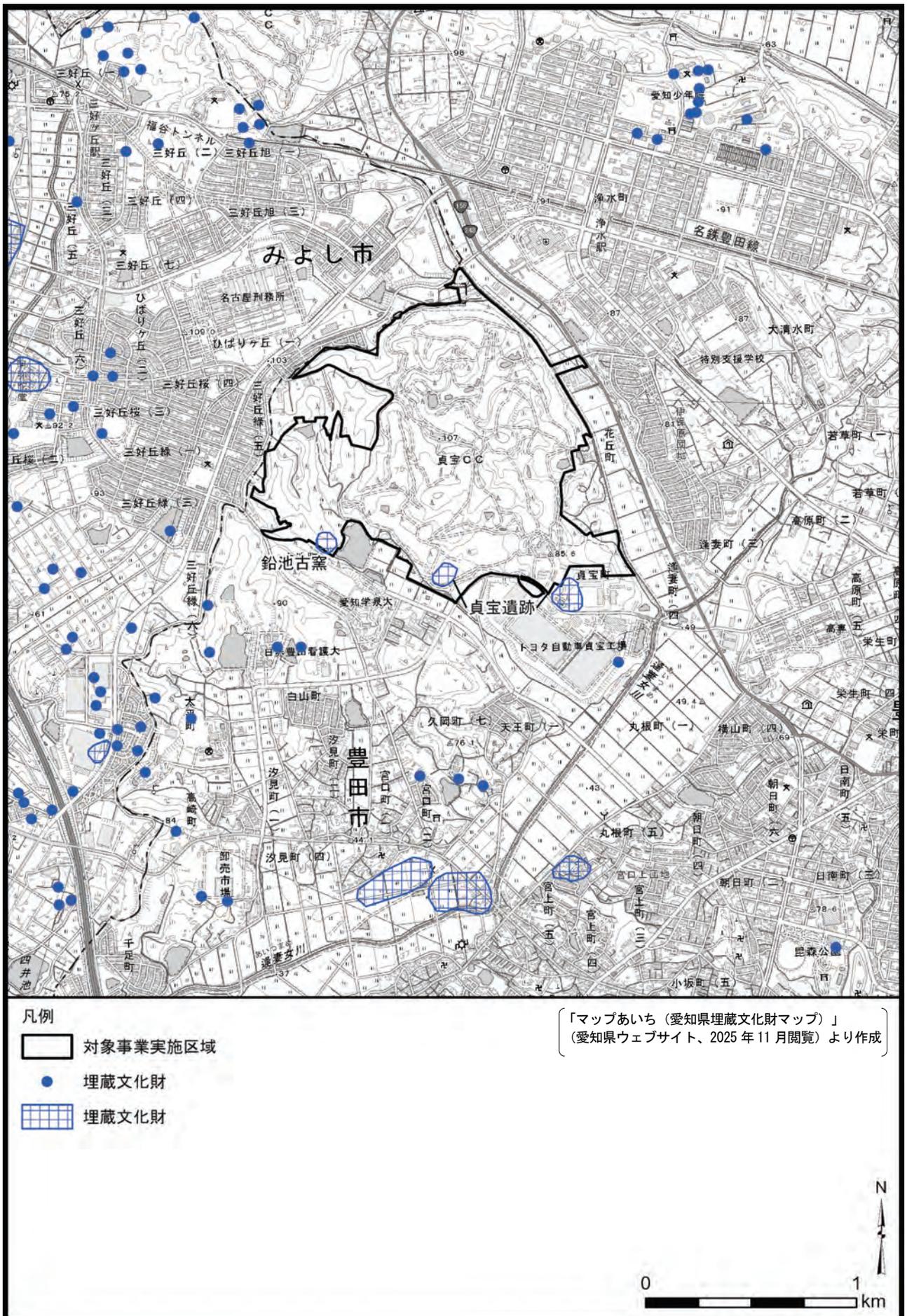
対象事業実施区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地の貞宝遺跡及び鉛池古窯が存在する。

#### (4) 文化遺産

対象事業実施区域及びその周囲における「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年条約第7号)に基づく文化遺産の指定はない。



第 3.1-19 図 史跡・名勝・天然記念物及び無形民俗文化財の指定状況



第 3.1-20 図 埋蔵文化財包蔵地の位置